

# *Doing business in Australia*

An introductory guide

日本語版

# 目次

オーストラリアの紹介 .....	3
オーストラリアにおける外国投資 .....	6
企業体の概要 .....	11
オーストラリア証券取引所(ASX) .....	16
ビジネス目的のビザおよび移住 .....	19
法人に対する課税 .....	23
物品サービス税(GST) .....	29
個人に対する課税 .....	32
オーストラリアの雇用法の概要 .....	35
知的財産 .....	42
消費者保護 .....	45
反トラストおよび競争法 .....	47
オーストラリアの環境法 .....	49
PwCについて .....	52

---

# オーストラリアの紹介

## 面積と人口

オーストラリアは、世界で6番目に大きな国土を有し、面積は約770万km<sup>2</sup>におよびます。その広大な大陸は、南北約3,700km、東西約4,000kmに広がっています。

オーストラリアには6つの州と2つの特別地域があります。

- ニューサウスウェールズ州(オーストラリア最大の都市シドニーを含む)
- クイーンズランド州
- 南オーストラリア州
- タスマニア州
- ビクトリア州
- 西オーストラリア州
- オーストラリア首都特別地域(オーストラリアの首都キャンベラを含む)
- ノーザンテリトリー(北部準州)

2013年、オーストラリアの総人口は2,300万人を超えました。

## オーストラリア人の生活文化

オーストラリアは世界で最も生活文化の高い国の1つであり、平均寿命は女性が84.2歳、男性が79.7歳となっています。先進国の中では平均的な物価水準、および住宅費、広範な医療費給付、そして世界最高レベルの教育および社会制度などにより、オーストラリアには海外駐在員とその家族が多数暮らしています。世界の都市に関する調査では、オーストラリアの主要都市は常に優れた生活文化を提供していると評価されています<sup>1</sup>。

## 資源と気候

産業国であるオーストラリアは豊富な鉱物資源と農業資源に恵まれているほか、気候もおそらく世界で最も過ごしやすい国の一つと言えます。オーストラリアは南半球に位置しているため、12月～2月が夏、6月～8月が冬となります。北部の夏は非常に暑く、11月から3月にかけてよく雨が降ります。全国的に1月には平均気温は28℃を超えます。南部は、7月でも平均気温が16℃と、非常に穏やかな気候です。

## 多文化的コミュニティ

元々、先住民が暮していた土地に、18世紀に英国の流刑地となったことを皮切りに様々な国から人々に移り住み、現在ではオーストラリアは多様な人種が住む多文化国家となっています。オーストラリアでは合わせて200種類を超える言語や方言が話されており、その中には50以上の先住民の言語もあります。オーストラリアには200を超える国の出身者が暮しており、その多様性は国際的にも羨望の的となるほどの評価を得ています。

オーストラリアは、過去50年間に渡る積極的な移民計画が奏功した、人種の調和のとれた社会です。2010年6月の時点で、海外出身者が人口のほぼ4人に1人を占めるようになりました。海外出身者のうち、40%がヨーロッパ出身、33%がアジア出身となっています<sup>2</sup>。

## 確実性と安全性

オーストラリアの法律制度は、コモンロー(Common law: 慣習法)と制定法を組み合わせたもので、英国やその他のイギリス連邦諸国、および一部のヨーロッパ諸国の法律制度と似ています。オーストラリアで適用されているコモンローの伝統では、司法の独立が尊重され、重視されています。裁判所の決定は、正当な法の手続に準拠しており、最も一般的な法律の主旨に従い下されます。したがって契約の約定は、法の支配と司法の独立性によって保護されることとなります。国内企業、外国企業および個人は、法のもとでは同じ立場となります。

## 規制の枠組み

オーストラリア政府(以下「政府」)は、金融市場の発展に対応するための規制の枠組みの必要性を認識しています。2001年、政府は市場の統合性と投資家の保護を維持しつつ、規制を合理化することを目指し、会社法(Corporations Act)の大幅な改正を行いました。

為替管理は事実上廃止されています。オーストラリアにおける中央銀行であるReserve Bank of Australia (RBA, オーストラリア準備銀行)は、一般的な権限の付与と免除規定の適用を通し、(1959年の銀行法のもとで施行された)1959年の銀行(外国為替)規制(以下「規制」)のほとんどの条項の適用を、事実上停止しました。規制の内容は、依然としてケースバイケースで潜在的なエクスポージャーを回避する目的において考慮されているようですが、それらが適用されるケースは非常に稀です。

<sup>1</sup> マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティングによる 2010 年の世界の住みやすい都市ランキング

<sup>2</sup> オーストラリア統計局

## オーストラリアの経済

オーストラリア経済は世界の中でも最も堅調で競争力があり、オープンかつフレキシブルなものの一つです。

2009年、オーストラリアの生活水準は、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ロシアおよび英国を凌ぐまでになりました<sup>3</sup>。

オーストラリアの経済は、1990年以降（平均で）年間約3.3%の成長を遂げてきました。2012年から2013年のオーストラリアの国内総生産は、金額ベースで約1.5兆ドルでした。

オーストラリアでは、堅調な経済成長が続く一方でインフレが低く抑えられています。過去15年間のインフレ率は平均2.5%で安定しています。

また、2013年10月時点におけるオーストラリアの失業率は5.7%でした。

オーストラリアは、アジア太平洋地域において、日本、中国および韓国に次ぐ経済大国の1つです。中国は、オーストラリア最大の貿易相手国です。

オーストラリアのタイムゾーンは米国の営業終了時間からヨーロッパの営業開始時間の間にまたがっています。<sup>4</sup>

## 事業展開にふさわしい場所

多国籍企業は、目まぐるしく変動するアジア太平洋地域を統括する地域拠点として、オーストラリアを最善の場所の一つと考えています。

オーストラリアの主なビジネスの中心地としては、シドニー（ニューサウスウェールズ州）、メルボルン（ビクトリア州）、ブリスベン（クイーンズランド州）およびパース（西オーストラリア州）が挙げられます。オーストラリアのビジネス中心地のオフィススペースは、他国の主要なビジネス中心地と比べ安価であり、一番高いシドニーでも世界上位14位です<sup>5</sup>。またオーストラリアの電気通信費は、地域内で最も安価です。

30%というオーストラリアの法人税率は、他の経済地域と比べても非常に競争力のあるもので、米国、中国、日本、ドイツ、フランスおよびインドではこれよりも高い税率が適用されています。

オーストラリアは、アジア太平洋地域における主要な経済の中心地です。オーストラリア証券市場は世界の証券取引市場上位十位に入っており、その株式取引の時価総額は1.5兆ドルにのぼります。オーストラリアとアジア太平洋地域全体との市場の提携により、企業に提供される地域内の包括的な金融サービスはさらに増えています<sup>6</sup>。

オーストラリアは、中心部にある一等地のビジネス街のオフィススペースから、都市部の工場スペースおよび工業用地、輸送インフラおよび低コストの公共サービスなど、あらゆる分野の企業のニーズにとって真のコスト優位性を提供しています。

オーストラリアには、法の支配と規制制度が行き渡っており、民主主義の確固たる伝統が根付いています。

## 労働力

オーストラリアは、高度な教育を受け、優れたスキルを持つマルチリンガルの労働力を提供し続けています。オーストラリアには、包括的な教育研修制度があり、オーストラリア人労働者の約50%がTertiary Qualification（高等教育終了資格）を所有しています。オーストラリア人は、人口の約15%が英語以外の言語を話すなど、多様な言語スキルも有しています<sup>7</sup>。

## オーストラリアの教育

オーストラリアの教育制度は、世界で最も高い水準となっています。識字率が99%のオーストラリアでは、企業及び投資家は、高度な教育水準とスキルを有しコンピューターに精通した労働力を得ることができます。

<sup>3</sup> 経済協力開発機構

<sup>4</sup> Axiss Australia, Australia: The new centre of global finance

<sup>5</sup> DTZによる世界事務所入居費用調査 2011年

<sup>6</sup> World Stock Exchanges（世界の証券取引所）  
www.asx.com.au

<sup>7</sup> Axiss Australia, Australia: The new centre of global finance  
（オーストラリア：世界的経済の新たな中心）

---

# オーストラリアにおける外国投資

## 外国投資 — はじめに

政府は、地域社会の利益に合致する外国投資を歓迎、奨励しています。オーストラリアの外国投資の審査過程には透明性があり、非常に進歩的です。政府は、事前通告が必要で国益に反すると判断された申請を差し止める権限を有します。

外国投資審査委員会(FIRB)は、オーストラリアに直接投資する外国人投資家の提案を審査し、政府に対して、政府の外国投資政策に基づく承認に適合しているかどうか、およびそれらの提案が1975年に制定された外資買収法(連邦法、FATA)に準拠しているかどうかについて勧告を行う設立根拠法を有しない政府機関です。

FIRBは、オーストラリアの外国投資政策のガイドラインに関する情報提供も行っています。また、必要に応じて外国の投資家に対し、政府の政策へ確実に準拠するためのガイダンスも行います。

## 外国人投資家

オーストラリアの外国投資に関する法律および政策は、外国人投資家による投資案件に適用されます。外国人投資家とは、以下のように定義されています。

- 通常オーストラリアに居住していない個人
- 通常オーストラリアに居住していない個人または外国の法人が重大な持分を保有している法人
- 2名(社)以上の、通常オーストラリアに居住していない個人または外国の法人が、集合的に重大な持分を保有している法人
- 通常オーストラリアに居住していない個人または外国の法人が重大な持分を保有する信託財産の受託者
- 通常オーストラリアに居住していない個人または外国の法人が複数で、集合的に重大な持分を保有する信託財産の受託者

## 重大な外国人投資家持分

単一の外国人(および関係者)が企業の事業または信託の15%以上の持分または議決権を保有している場合、あるいは複数の外国人(および関係者)が集合的に企業、事業または信託の持分または議決権の40%以上を保有している場合に、重大な外国投資家持分が存在すると見なされます。

## 事前承認の必要な投資

FATAまたは外国投資政策の対象となり、FIRBの承認が必要となる投資申請は、以下の通りです。

### 事業投資

- 資産総額が2億4,800万ドルを超えるオーストラリア企業の株式または株式発行権を有するもの(株式へ交換可能なオプション、転換社債、同等の金融債権を含む)の取得。(ニュージーランド及び米国の投資家に対しては、異なる免除基準があり、所定のセンシティブ分野に対する投資の場合は2億4,800万ドル、その他に関しては、10億7,800万ドルという基準が適用されます。\*)
- 2億4,800万ドル以上の価値があるオーストラリア企業の資産の取得。ニュージーランド及び米国の投資家に対する基準は、上記株式取得の条件と同じです。
- 2億4,800万ドルを超えるオーストラリアの子会社または資産を持つ外国企業の買収。ニュージーランド及び米国の投資家に関しては、所定のセンシティブ分野かオフショアでの買収(適用基準は2億4,800万ドル)を除いて上述の10億7,800万ドルという基準が適用されます)
- 規模に関わらず、外国政府またはその省庁による直接投資。
- 不動産投資  
(リース、資金調達および利益分配契約によって生じる持分を含む)
  - 保護規定対象で、開発済みの非居住用・商業用不動産: 価値が500万ドル以上(米国またはニュージーランドの投資家を除く)
  - 保護規定対象でなく、開発済みの非居住用・商業用不動産: 価値が5,400万ドル以上の場合(ニュージーランドまたは米国の投資家の場合は10億7,800万ドル)
  - 非居住用の更地(価値は関係なし)
  - 居住用不動産(価値は関係なし)
  - オーストラリアの市街地の土地を保有する会社の株式、ユニット、または信託財産(価値は関係なし)
  - 届出義務について疑問が存在するあらゆる案件(準株式の特徴を持つ債務を含む資金調達は、直接外国投資として扱われます)

\* 金額は2013年11月30日時点のものであり、金額は毎年調整されます。

## センシティブ分野

地域社会の懸案事項や国益に反する問題の影響を受けるよりセンシティブな産業部門への投資には、別途制限が設けられます。すなわち、居住用不動産、銀行業務、メディア、電気通信、海運、民間航空および空港などがこれに該当します。通常、これらのカテゴリーには、その他の行政部門あるいは利害関係者が審査プロセスに関わるか、申請評価の主管となる部門が含まれます。

## オーストラリア-米国間の自由貿易協定 (AUSFTA)

AUSFTAは2005年1月1日に施行され、オーストラリアが結んだ二国間経済協定の中で最も重要なものと考えられています。オーストラリアにおける外国投資を目的とする米国の投資家とは、以下を指します。

- 米国民あるいは米国の永住者
- 米国の企業
- 米国で事業を展開している支店 (単独では米国法人となっていないもの)

上述の通り、オーストラリアにおける投資に関しては、米国の投資家に対しては異なる金額の基準が適用されています。

AUSFTAの対象となる米国の投資家にとっては、投資案件に対して特別な政府のガイドラインおよび監視が適用される所定のセンシティブ分野が存在しています。センシティブ分野とは、以下の通りです。

- メディア
- 電気通信
- 輸送(空港、港湾施設、鉄道インフラ、国際航空および国内航空、ならびにオーストラリア国内で運航する、あるいはオーストラリアを発着点とする海運業を含む)
- あるいは、オーストラリア国防軍またはその他の国防軍に対する研修または人材の提供、軍事用物品、機器類あるいは技術の製造または供給
- 軍事目的で利用できる物品、機器類あるいは技術の製造または供給
- 暗号化およびセキュリティ技術、ならびに通信システムに関連するサービスの開発、製造もしくは供給、または提供
- ウランまたはプルトニウムの抽出(または抽出権の保持)、あるいは核施設の運営

これらの分野における買収には、FATAに基づき異なる基準が適用されます。

## 不動産

オーストラリア政府は、住居用不動産および商業用不動産に関連して、特定の政策を実施しています。検討されている不動産の取得が例外規定の対象とならない場合、外国人投資家は、このような投資案件について、FIRBに通知する必要があります。

## 住居用不動産

住居用不動産とは、住居用の土地および住宅を指し、商業用や非市街地の不動産を除きます。通知が必要となる(適格要件が満たしていることを前提として)住居用不動産の取得には、以下が含まれます。

- 未使用地の一区分
- 新築住宅
- 既存(中古)住宅
- 改築住宅

## 商業用不動産

商業用不動産は、住居用でない、未開発および開発済みの不動産を含みます。一次生産の事業を営む目的のためだけに専属的に使用されていない農地を含むことがあります。通知が必要となる(適格要件が満たしていることを前提として)商業用不動産の取得には、以下が含まれます。

- 開発済み商業施設
- 未使用地
- 鉱業権
- 森林地

## 承認プロセス

オーストラリアの財務大臣は、FIRBが外国投資申請に関し、外国投資政策に合致しているか、および何らかのセンシティブな問題が含まれていないか(ほとんどが不動産関係の案件)についての判断を下す権限を認めています。

申請は、外国投資政策およびFATAの要件に準拠しているかどうかの審査を受けます。申請のほとんどが承認されますが、財務大臣はFATAのもとで国益に反する申請を差し止めたり、承認に条件を課したりする権限を有します<sup>9</sup>。

ほとんどの場合、承認は法定の通知を受領後から30日以内に下され(さらに、FIRBが申請当事者にその決定を通告するための10日間が設けられています)。FIRBは、必要に応じてこの期間をさらに90日間延長することが可能です。

## 国益

ほとんどの業界分野において、少額の投資申請はFATAや外国投資政策における通知対象から除外されます。また、多額の申請も、オーストラリアの国益に反すると判断されない限り承認されます。FIRBによる審査プロセスでは、多額あるいはよりセンシティブな外国投資申請案が国益に反していないかどうかを判断する上で、利害関係者やその他の行政部門からのコメントを集めることが認められています。

FATAには、国益の定義が含まれていません。したがって政府は、地域社会が広く共有する懸案事項に照らし、オーストラリアの国益に反するかどうかを判断しています。

投資の申請が国益に反するかどうかを判断する際には、政府により通常、以下のような要因が検討されると考えられます。

- 国家安全保障
- 競争
- 政府の他の政策への影響(税務上の影響を含む)
- 経済及びコミュニティへの影響
- 投資家の性質<sup>10</sup>

政府は不動産業及び農業については別途、政府の政策を実施しています。

外国人投資家がオーストラリアで事業や不動産を取得しようとする際、その申請の査定におけるFIRBのスクリーニング・プロセスは、外国人投資家のオーストラリアにおける業務の吟味に関する、明確かつシンプルな仕組みを採用しています<sup>11</sup>。

## 承認のフォロー

政府の外国投資政策のもとでの承認は通常、特定の取引に対して、その取引が適時に完了することが見込まれている場合にのみ与えられます。

下記の場合には、当該取引の更なる承認をFIRBに申請する必要があります。

- 承認済取引が承認時点で進められていない場合
- 後日、関係当事者が新たな契約を締結する場合
- 取引が12カ月以内に決済されない場合

承認の期間の延長が案件の成功にとって欠かせず、申請のスケジュールを延長することで国益に反するような活動(不動産投機など)が行われないと判断できる場合には、承認の期間が変更される場合があります。このような場合、承認の中に延長期間が明記されることとなります。

## 業界に対する政府のインセンティブ

政府は、オーストラリアにおける外国投資促進のために多数のインセンティブを提供しています。これらのインセンティブには課税対象の助成金や税優遇措置の適用から割引価格でのインフラサービスの提供まで、さまざまなものがあります。

オーストラリアにおける外国投資の促進および奨励を目的として設立された主たる政府機関は、Austradeです。

<sup>9</sup> FIRB アニュアルレポート 2007-2008, p7

<sup>10</sup> FIRB アニュアルレポート 2011-2012, p7

<sup>11</sup> Australia's Foreign Investment Policy(オーストラリアの外国投資政策の概要)、2009年9月、<http://www.firb.gov.au>

## Austrade

Austradeのミッションは、オーストラリア企業の輸出および国際事業における成功を支援することにより、またオーストラリアにおける効率の良い外国投資の促進および支援を通し、オーストラリア国民の富を増強することです。

Austradeは、オーストラリア国外の事業に関与するオーストラリア企業、国際的バイヤーおよび投資家に対して、輸出および投資サービスを提供することを専門とした政府機関です。そのサービス内容は以下の通りです。

- 投資に関する全ての問い合わせに対する初期的窓口業務とサポート
- オーストラリアのビジネス環境や規制環境についての情報提供
- オーストラリアにおける事業設立の導入及びサポート
- マーケット情報と投資機会の提供
- 適切な投資地域およびオーストラリアパートナーの特定
- オーストラリア政府プログラム及び承認プロセスについてのアドバイス

# 企業体の概要

## 企業体 — はじめに

オーストラリアでは、個人事業主、パートナーシップ、信託、ジョイントベンチャーあるいは会社として事業を営むことができます。

オーストラリア国外で法人格を取得した会社がオーストラリアでの事業展開を希望する場合は、オーストラリアにおける100%子会社あるいは部分的に所有する子会社を設立するか、オーストラリアにおける支店を登録するかのいずれかを実行しなければなりません。

ほとんどの外国企業は、100%子会社あるいは部分的に所有する子会社、またはオーストラリア支店という形態で事業を営んでいます。

## 法人設立

外国企業は、新会社の登録、または会社として設立されているもののまだ取引を開始していないシェルフカンパニーの買収により、オーストラリア子会社を設立することができます。

企業はオーストラリア証券投資委員会(ASIC)に登録することにより法人格を取得します。オーストラリアの法人会社には固有の9桁のオーストラリア企業番号(ACN)が付与されます。

2001年会社法(連邦法)では、会社の形態として以下のようものが認められています。

- 株式資本による無限責任会社
- 株式による有限責任会社
- 保証による有限責任会社
- 無債務会社(ただしこれは、会社の唯一の事業目的が鉱業または鉱業関連である場合にのみ適用されます)

オーストラリアにおける企業体の最も一般的な形態は、株式による有限責任会社です。株式による有限責任会社は、私有会社または公開企業のいずれかとなります。オーストラリア証券取引所(ASX)に上場することができるのは、公開企業のみです。

## 私有会社(非公開会社)

私有会社は、通常、民間の事業の目的、または公開企業の子会社として利用されています。

私有会社の特性は以下の通りです。

- 特定の基準に基づき、大規模私有会社か小規模私有会社のいずれかに分類される(詳細は下記参照)
- 会社の解散に関する株主の法的責任が、各自の株式の未払い込み部分に限定されることになる(株式を保有している場合)
- 非従業員株主の人数が50名に限定される
- 限られた状況を除き、目論見書またはその他の開示文書の提出が必要となるようなオーストラリア国内での資金調達活動に関与することはできない
- オーストラリア在住の取締役を必ず1名以上設ける(秘書役は不要)
- 有限の私有会社の場合は、社名に「Proprietary Limited」または「Pty Ltd」という名称を必ず入れる

オーストラリアの法人会社には固有の9桁のオーストラリア企業番号(ACN)が付与されます。

私有会社が以下の3つの基準のうち2つを満たす場合、大規模な私有会社とみなされます。

- 会社および自社が支配する事業体の当該事業年度の連結収益が2,500万ドル以上である
- 会社および自社が支配する事業体の当該事業年度末の連結総資産の価値が1,250万ドル以上である
- 会社および自社が支配する事業体の従業員数が、当該事業年度末で50名以上である

私有会社が上記3つの基準のうち2つを満たしていない場合、その企業は小規模な私有会社とみなされます。

## 公開企業

公開企業の特性は以下の通りです。

- 大規模な公的ベンチャーに利用されることが多い
- 構成員/株主の数は無制限である
- 最低3名の取締役を設け、そのうち2名以上は通常オーストラリアに在住する人物でなければならない
- 最低1名の秘書役を設け、通常オーストラリアに在住する人物でなければならない
- 関連する諸法の対象となっており、株式発行のために目論見書を発行することができる
- ASXに上場することができる
- 有限の公開企業の場合は、社名の最後に「Limited」または「Ltd」という名称を必ず入れる

## オーストラリア支店

海外にある事業の経営成績を本国の事業母体と連結することが目的の1つである場合は、子会社の法人設立よりもオーストラリア支店の設立の方が好ましい場合もあります。外国の会社がオーストラリアに支店を設立する方を選んだ場合、会社法に基づきその支店を外国企業として登録しなければなりません。

外国企業は、設立場所で発行された直近の会社設立証書およびその他の規定文書の認証謄本を添えて、オーストラリア証券投資委員会(ASIC)に申請フォームを提出しなければなりません。

また、オーストラリア国内に登録事務所を設立し、国内代理人を指定する必要もあります。

登録に際し、外国企業には登録組織番号(Australian Registered Body Number: ARBN)が付与されます。

登録後、支店は、当該の外国企業そのものの年次決算を報告するとともに、その他の報告要件に準拠しなければなりません。

## 駐在員事務所

外国企業がオーストラリア国内での事業運営を望まない場合でも、駐在員事務所の設立が可能となる場合があります。しかし、このような事務所の活動は、事業運営に相当しないものに限定されます(宣伝活動の実施など)。駐在員事務所が事業運営に相当する活動に関与する場合は、オーストラリア支店を登録しなければなりません。

## 会社と商号

会社の正式な登録およびオーストラリアで登録された商号は、ASICによって保持されます。

会社が登録する商号は、下記に当てはまらない限り、利用可能です。

- 同一の商号が、会社法のもと、予約または登録されている、もしくは国内事業商号登記簿(the national business names register)に既に存在している場合
- 「誤解を招くような偽装運営」、「虚偽の陳述」および「詐欺通用」の分野において、2010年競争・消費者法(連邦法)により成文化されている法的原則に反している場合

会社法に基づき登録されたすべての企業に事業者番号(Australian Business Number: ABN)がその申請後与えられます。これは、物品サービス税(GST)上の登録において必要となります。

取引において(登録された社名以外の)別の名称の使用を希望する場合は、その取引名称を商号として登録する必要があります。商号の登録は、オーストラリアの各州あるいは特別地域の法律に基づき行われますので、会社がその商号で事業運営を行うことを希望する各州・特別地域に登録する必要があります。

## 会社の定款

会社の活動は、その会社の活動の管理および統制の責任者によって実行されます。このような権限は、通常、取締役と株主の間で分割されています。その権限をこの二者で分担する方法は、会社の規約文書、つまり定款の条項によって定められています。

会社の定款では以下の項目が規定されています。

- 会社名
- 株主の法的責任の条件
- 会社を内部規制する規則

## 法人設立のプロセス

私有会社の法人設立に関するプロセスをまとめると、以下のようになります。

**ステップ1:** 外国企業は、オーストラリアの子会社の社名を選び、その名称が登録において利用可能で適していることを確認します。

**ステップ2:** 外国企業は、該当する申請フォームに記入し、そのフォームをASICに提出します。ASICは、その名称が利用可能である場合に限り、会社の登録を行います。フォームには、会社に関する詳細を記入します。さらに、フォームには以下の項目に関する詳細を記入します。

- オーストラリアの子会社の取締役／秘書役の候補者(氏名、住所、生年月日、出生地などの詳細が必須)。また、オーストラリア在住の人物を取締役として少なくとも1名任命し、法人が取締役となることは認められません。
- オーストラリアにおける登記事務所と主たる営業所
- 株式構成
- 株主

法人格を取得した後、企業は、法人設立後に義務付けられる以下の項目に準拠しなければなりません。

- ABNおよび納税者番号(Tax File Number:TFN)の申請
- 会社の登記簿を常に最新の状態にしておくこと。この登記簿には、会社の記録が記載されることとなります。また、取締役会および株主総会のすべての議事録を維持して行く必要もあります。また、会社は、毎年支払能力の宣言を行う必要もあります(すなわち取締役は支払期日に会社が債務の弁済を行なえる旨の決議を行わなければなりません)。
- 毎年監査済みの財務諸表を維持し、提出すること(特定の大規模会社および外国会社の100%子会社の場合)。現在、ASICへの財務諸表提出に関しては、所定の期間内に提出された場合は手数料がかかります。提出期間が過ぎた場合には延滞手数料がかかります。

以下の項目が変更された場合は、ASICに届け出なければなりません。

- 会社名。変更後14日以内に届け出ること
- 会社の詳細(登記事務所または主たる営業所など)。変更後28日以内に届け出ること
- 会社の定款。変更後28日以内に届け出ること
- 取締役に関する詳細情報(名前、住所、新規就任、退任など)。変更後28日以内に届け出ること
- 株式構成または株主に関する詳細情報。変更後28日以内に届け出ること

## 株式資本

株式による有限責任会社の場合、私有会社および公開企業の両方の株主の最低数は1名です。

会社が発行する株式の数に制限はありません。

会社が株式資本を扱う方法は、会社法によって厳密に規制されています。

## オフィスホルダー

会社法のもとでは、会社の代役として働く者を、オフィスホルダー(会社役員)として指名する必要があります。これらのオフィスホルダーは、会社法に定められた法的必要条件を会社が満たしていることに関して責任を有します。

会社の取締役は、業務の日常的な管理に責任を負います。公開企業には3名以上の取締役が、私有会社には1名以上の取締役が必要です。

公開企業の場合、取締役のうち少なくとも2名がオーストラリア在住でなければなりません。また、私有会社の場合は通常オーストラリアに住んでいる取締役を1名以上任命する必要があります。

会社の秘書役は、取締役会の補佐責任者、そして管理統括者の役割を果たす責任があります。私有会社が秘書役を指名する必要がない一方で、公開企業は、最低1名の秘書役を指名する必要があります。秘書役は、通常オーストラリアに居住する必要があります。

オーストラリアで事業を営む、あるいは不動産関連所得を稼得する企業はすべて、パブリックオフィサーを1名任命しなければなりません。任命されるパブリックオフィサーはオーストラリア居住者である必要があります。パブリックオフィサーは、オーストラリアの税法下会社に義務付けられるすべての事項に対するコンプライアンスの実施または確認の責任を負います。

会社のオフィスホルダーは、オーストラリア在住者とされていますが、オーストラリア国籍である必要はありません。個人がオーストラリア在住者として見なされるか否かは、事実の問題であると同時に、多々ある条件を考慮して、それらを満たす必要があります。

## 登記事務所

オーストラリアの企業は、オーストラリア国内に登記事務所を保有しなければなりません。登記事務所の所在地は、オーストラリアの所在地住所となります。郵便の宛先では、会社が登記事務所を維持しているという要件を満たすことにはなりません。

## 監査人と財務報告

すべての公開企業は、法人設立の日から1カ月以内に監査人を任命しなければなりません。

以下の事業体は、監査対象となる年次財務報告書を作成することが義務付けられます。

- すべての公開企業
- すべての大規模な私有会社
- 外国の事業体が支配権を有する小規模な私有会社

特定の条件で、ASICは、以下に該当する企業の財務報告の作成および監査の要件の緩和を認めます。

- 外国企業が持分を保有している大規模な私有会社
- 外国企業が支配権を有する小規模な私有会社

会社法のもと、監査人は、独立性、開示および財務報告に関する義務を有します。

## 帳簿、決算書、登記簿およびファイリングの要件

会社法では、企業はその会計および管理上の処理に関するさまざまな記録や登記簿を管理することが求められています。通常、このような業務は会社の秘書役(任命されている場合)が行っています。

会社法下、企業の業務に関する最新の記録の公的な閲覧が可能となるよう、随時ASICへの提出を義務付けられている文書もあります。公開企業は、年次財務報告書を作成し、ASICに提出しなければなりません。いずれの企業も、年次報告書を提出する必要がありますが、その際、会社の取締役または秘書役が、取締役全員の氏名と住所、登録された事務所、主たる営業所の住所および株主とその株式保有に関する詳細など、公的登録に関連する会社の詳細情報を確認することとなります。

---

# オーストラリア証券取引所 (ASX)

## オーストラリア証券取引所 — はじめに

オーストラリアを代表する証券取引所がオーストラリア証券取引所 (ASX) であり、ASX Limitedの名称で登録されています。

より小規模な株式取引所も複数存在しますが、規模においてASXにはおよびません。ASXは、6つの独立した株式取引所の合併により1987年に設立され、1998年10月13日に上場企業となりました。2006年7月25日、ASXはSFE Corporation Limitedと合併し、世界第9位の上場証券取引所となりました。

ASXの明記された目的は、公正で十分な情報に基づく金融証券市場および国際的な競争力のある市場を提供することです。この目的のために、ASXは全上場事業体が遵守すべき上場規則を公表しています。ASX上場規則(以降「上場規則」)は、以下の項目について規定しています。

- 上場
- 相場
- 市場情報
- 報告
- 開示
- 取引および決済
- 管理
- 一般的な監督業務
- 上場事業体の行動に関するその他のさまざまな局面

上場規則の目的は、上場事業体の利益を保護しつつ、投資家の保護と市場運営の統制を維持することです。上場規則は、会社法に基づく上場事業体およびその関連会社に対して法的強制力を有しています。

### 上場のカテゴリー

ASXへの上場を希望するオーストラリアの会社は、以下のいずれかのカテゴリーに該当する必要があります。

- **一般上場** — このカテゴリーでの上場を求める企業は、「資産テスト」または「利益テスト」のいずれかを満たす必要があります。
- **外国免除事業体** — このカテゴリーでの上場を求める企業は、国際証券取引連合に加盟する国外の取引市場に上場している必要があります。
- **債券発行者** — このカテゴリーでの上場を求める企業は、債券のみを発行することになります。

ASXは、会社が正式に上場株式名簿に加わるか、また会社の入会の際のカテゴリーに関しての絶対的な裁量を有しています。

### 一般上場

一般的な株式上場を希望するオーストラリアで設立された企業が対象となります。この場合、以下の条件においてASXの基準を満たす必要があります。

- 利益／資産テスト
- 株主分布
- 目論見書／情報覚書

### 利益／資産テスト

株式上場を希望する企業は、「利益テスト」または「資産テスト」のいずれかを満たす必要があります。

「利益テスト」における上場を求める企業は、以下の条件を満たす必要があります。

- 直近の3事業年度における継続的な事業運営から得られた利益(税引き前)の累計が100万ドル以上であること
- 直近の12カ月間(企業が上場を申請するまでの2カ月間に至る)の継続的な事業運営から得られた連結総利益が40万ドル以上であること

「資産テスト」における上場を求める企業は、以下の条件を満たす必要があります。

- 事業体(投資会社以外。次項参照)が上場日時点で資金調達コストを除いて300万ドル以上の純有形資産を保有しているか、または(目論見書による公募価格に基づく)時価総額が1,000万ドル以上であること。さらに、以下のいずれかの条件を満たすこと
  - 会社の(資金調達後の)総有形資産のうち、現金または直ちに換金できる形態のものが半分を超えていないこと
  - 会社の(資金調達後の)総有形資産の半分以上が、現金または直ちに換金できる形態であること。さらに会社が、その現金および直ちに換金できる形態の資産のうち半分以上を業務目的に合致した形で費やすコミットメントを有していること
- 会社の運転資本が150万ドル以上であること、または、上場後に終了した最初の通年の事業年度の予算収益が運転資本に含まれた場合に、合計が150万ドルとなること。探鉱会社及び石油・ガス探掘会社については別途条件が定められています。

投資会社(主な活動が、事業もしくは企業体の管理または経営でなく、有価証券への投資または先物契約である)にとって、資産テストの要件を満たすためには、下記のいずれかを満たさなければならない。

- 資産調達コストを差し引いた後の純有形資産で、最低1,500万ドルを有している
- プールされた成長ファンドを持ち、資産調達コストを引いた後の純有形資産を、最低200万ドルを有している

## 株主分布

ASXは、一般上場を求める企業に対し、十分な株主分布を求めています。以下のいずれかの条件を満たす場合、会社はこの要件を満たすことになります。

- 最低2,000ドル相当の株式を保有する株主が300名以上おり、会社株式の50%以上が会社及びその取締役とは関係のない者に保有されていること
- 会社の株式の50%以上75%以下が、会社の関連当事者によって保有されている場合、株主が350名以上いること
- 会社の株式の75%超が関連当事者に保有されている場合、株主が400名以上いること。<sup>12</sup>

ASXによる第三者預託証券(escrow)の対象とすることが求められる株式である制限付有価証券は、株主分布の要件を満たす上で考慮されません。

## 目論見書／情報覚書

通常、資金調達と併せてASXへの上場を希望する事業体には、目論見書の発行が求められます。これにより企業は、目論見書を作成し、それをASICへ提出し、さらに一般公開する必要があります。

会社が以下の全条件を満足する場合は、ASXに対して(目論見書ではなく)情報覚書の提出が認められる場合があります。

- ASXへの上場申請と併せて資金調達をする必要がない
- ASXへの上場申請前の3カ月間に資金調達を実施していない
- ASXへの上場申請後の3カ月間に資金調達を予定していない

## 外国免除事業体

上場規則の外国免除事業体に関する条項において、信頼できる海外の取引所に上場している外国の事業体は、外国免除事業体のカテゴリーでASXに上場申請を行うことが認められています。この規則の背景には、オーストラリアの投資家がより幅広い証券を扱うことができるようになるという理由があります。

このカテゴリーへの上場の基準として、事業体は、20億ドルの純有形資産を保有するか、過去3年間で毎年2億ドル以上の営業利益を上げているか、いずれかの条件を満たす必要があります。

このカテゴリーで承認されるためには、会社はASXに対し、最新のアニュアル・レポートおよび、その後の中間報告を提出する必要があります。加入後は、引き続き会社はASXに対しアニュアル・レポートを提出し続ける必要があります。特に当カテゴリーで承認された会社は、継続的な開示要件、並びに上場要件に規定されているコーポレート・アクションのスケジュール遵守が免除されるため(企業は、上場する管轄地において、似たような上場要件をまだ満たす必要があるため)、相当なメリットを有することになります。

ASXは、法的所有権の移管と取引決済を機能させるため、電子登録システム「チェス」(CHESS)を使用しています。現地の法律で、法的所有権移管のために「チェス」の使用が認められていない外国籍企業の場合は、預託システムが使用されており、オーストラリア在住の有価証券保有者には、(CDIで知られている)「チェス預託証券」(Chess Depository Interests (CDIs))が発行される事になります。

## 補足的情報

補足的情報については、下記の私どものウェブサイトにて“Listing a Company on the Australian Securities Exchange”という出版物をご覧ください。

<http://www.pwc.com.au/legal/publications/index.htm>

<sup>12</sup> [asx.com.au/Listings](http://asx.com.au/Listings)

---

# ビジネス目的のビザおよび移住

ビジネスが目的で、オーストラリアへの入国を希望する外国人が利用できるビザには様々な種類があります。ビザ取得の要件は様々で、取得したビザに応じて訪問者は永続的あるいは一時的な滞在が認められています。

## 出張者

日本人を含め、ビジネス目的で、オーストラリアに入国する出張者は、パスポート発行国に応じて、電子入国許可(ETA)または訪問ビザのいずれかを申請することができます。ビジネスETAまたはビジネスeVisitorの取得後、ビザ保有者は1回の入国あたり最長で3カ月間オーストラリアでの滞在が認められています。ビジネスETAまたはビジネスeVisitorの取得者がオーストラリア滞在中に従事できる活動は、ビジネス目的の会議出席(無報酬)、契約交渉の開始や契約締結、一般的雇用調査、調査目的の商業訪問等の商業活動に限られています。

ETAまたはeVisitor対象外国籍の場合は、商用目的でサブクラス 600ビザを申請します。申請は、オンラインもしくは書類により行い、オーストラリア高等弁務官事務所または申請者の居住国/出身国の管轄大使館が手続を行います。

短期間(6週間以内)、高度なスキルを要する業務に従事する出張者は、サブクラス 400ビザを取得する必要があります。

## サブクラス400ビザ-短期活動用

サブクラス400ビザは2013年3月に導入され、短期商用目的でオーストラリアに入国する訪問者が利用可能です。当該ビザの申請要件として、予定されている業務が高度なスキルを要し、申請者はオーストラリア労働市場では容易に調達できない技術を有している必要があります。

サブクラス400ビザは、6週間以内(特別な場合は3ヶ月以内)で、高度なスキルを要する、継続しない業務に対して認められます。

## 駐在員

オーストラリアで事業を営む企業、あるいはその他の国で事業を営みつつオーストラリアへの参入を希望している企業は、就労ビザ(サブクラス457ビザ)で入国する個人のスポンサーとなることができます。当該ビザ発給のスポンサーを受けた個人は、最長4年間当該企業またはオーストラリアの会社法で定める当該企業の関連会社にて特定の役職での就労が認められます。

サブクラス457ビザのスポンサー企業には、以下が求められます。

- 当該企業が展開している事業が合法的に行われていること
- 当該企業がビザ申請者を直接雇用すること、又は、関連会社がスポンサーする場合には、当該スポンサー会社は、ビザ申請者を直接雇用する企業の関連会社であること
- 当該企業または、取締役やその関連会社に入国管理、人種差別、産業規制、労働安全衛生、税務に関する重要な指摘事項がないこと
- 当該企業がオーストラリアの労働者を積極的に雇用し、雇用において差別を行っていないこと
- 当該企業がオーストラリアで事業を始めて1年超の場合は人材育成に関する所定の基準を達成していること、1年未満の場合は当該基準を達成しうる検証可能な人材育成プランを立案していること
- 当該ビザ保有者への給与はサブクラス457ビザプログラムの最低基準額を満たしており、且つオーストラリアにおける当該職位の給与基準をも満たしていること
- 該当する場合、申請する職位に関連した労働市場テスト(LMT)が実施され、その結果、オーストラリアの現地労働市場では適格な候補者が容易に見つからないことが証明されていること

オーストラリア国外で事業を行っており、国内に事業基盤を持たない企業もサブクラス457ビザのスポンサーとなることができますが、その場合、ビザ保有者は以下の要件のうちいずれかの活動に従事するよう申請されている必要があります。

- オーストラリアでの支店の開設、合弁会社や子会社の設立または販売代理店契約の締結等の事業活動の実施。
- 当該スポンサー企業に代わり、オーストラリアでの契約または事業上の責務を履行すること。その場合、第三者との契約の写しが必要。

サブクラス457ビザ申請者はさらに、健康面、人格面、英語能力面の要件を満たしている必要があります。申請プロセスの一部として、正式な英語力テストが要求される場合もあります。

更に、オーストラリアで事業を営む企業は、正規雇用であること及び高度なスキルを要する役職にあることを条件に、従業員の永住権の申請におけるスポンサーとなることも可能です。

## ビジネス革新・投資プログラム

事業促進プログラムのもとでは、外国人は業務に関する十分な経歴と資産があること等を前提条件に、所定の条件を満足した場合、オーストラリアにスポンサーがいなくとも、入国申請を行い、起業、事業経営、投資を行うこともできます。

オーストラリア移民局は2012年7月にビジネススキルプログラムを改訂し、13のビザ分類を3分類に統合しました。

サブクラス188: 当該一時ビザには3つのタイプがあります。

- **ビジネスイノベーション:** 年齢、事業収益、事業資産、個人資産、雇用経験、英語力等の個人特性に対するポイントに基づき判定します。申請者は55歳未満である必要があります。
- **ビジネス投資:** 上記の個人特性に対するポイントに基づき判定され、申請者は55歳未満である必要があります。
- **高額投資家:** ポイント要求はなく、海外事業運営の為に一年の大半をオーストラリア国外に滞在する海外事業家に適した選択肢です。要件の一つに、オーストラリアの適格投資に対する500万ドルの投資が含まれます。当該投資は最低4年間継続する必要があります。55歳の年齢制限は適用されません。

サブクラス888: 所定の期間経過後、関連条件を満たすサブクラス188ビザ保有者は、永住ビザ(サブクラス888)に移行することが可能です。

サブクラス132(ビジネスタレントビザ): 当該ビザには2つのタイプがあります。

- **優れた事業経歴:** 申請者は年間売上高が300万ドル以上の事業を所有し、優れた事業経歴を有していること、また年齢は55歳未満である必要があります。
- **ベンチャーキャピタル:** 申請者はオーストラリアベンチャーキャピタル協会から100万ドル以上の投資を取り付ける必要があります。

ほとんどの場合は、暫定ビザまたは一時ビザでオーストラリアに入国し、所定の期間経過後、暫定ビザまたは一時ビザの全ての要件と永住ビザ取得のための条件を満たすことでビジネス(永住)ビザを申請する資格を得ることになります。ビザ申請を支援するために、事業または投資の条件の引き下げという形での、州政府からの支援が可能となる場合もあります。

他にも、技能ビザのいずれかのカテゴリーにおける要件を満たすことができる場合、ビジネス関係者はオーストラリアに移住する機会を得ることになります。この要件では、申請者の以下の項目が検討されます。

- 年齢
- 英語能力
- 職業
- 資格
- オーストラリア国内を含む職務経験
- オーストラリア国内に居住しているオーストラリア市民権保有者、オーストラリア永住権保有者、一定の要件を満たすニュージーランド国民である親族の有無

特定の職種を必要としている地域へ居住することを条件に、技能ビザの要件の充足における支援を目的とした追加的なスポンサーシップを、州または準州が提供する場合があります。

技能を有する永住的移住の申請可能数は、年度ごとに移民局が決定します。現行の2013-2014技能移住プログラムによる受入数は128,550人となっています。一般的技能移住プログラムでは引き続き、地方における企業スポンサーを受けた永住希望者、州や準州政府の推薦を受けている申請者、オーストラリア市民、永住者、一定の要件を満たすニュージーランド国民である親族からの推薦を受けている申請者、労働力不足が深刻であると認定された職種のカテゴリーにおける申請者、の順序で手続きが優先されます。

## サブクラス457ビザ要件の変更

サブクラス457ビザプログラムは、オーストラリアの事業及び雇用主の需要を効果的に満たすべく、定期的な見直しが行われています。

当該プログラムは2013年7月に大幅な変更が行われていますが、オーストラリア政府は2014年度においても、年度半ばに予定されているレポート公表に伴い当該プログラムの更なる見直しを行うことを発表しています。

一時居住者のビザスポンサーとなっている雇用者は、数多くある法的義務への準拠に関する検査官からの監視の対象となります。雇用者が注意しなければならない継続的履行が求められる義務の1つは、サブクラス457ビザの従業員との給与等の労働条件がオーストラリア人を雇用した場合と比較して、現在のみならず、将来にわたって同等以上であることです。万が一、これを違反した場合はビザスポンサープログラムの使用禁止、違反の通告、裁判所による民事罰適用等の行政処分の対象となります。

サブクラス457ビザプログラムには頻繁な変更が行われること、また2014年7月1日以降にも変更の可能性があることに鑑み、企業においては、457ビザがそのスポンサーシップ、推薦及び申請に関する変更後の要件、及びスポンサーシップに伴う義務やコンプライアンス制度の変更後の要件を満たすかどうか、評価を実施する必要があります。

## その他

永住権保有者に関しては、不動産の購入について制限がありませんが、一時居住者はそのような規制の対象となります。オーストラリアで従業員のビザスポンサーを行っている雇用者は、当該従業員の退職年金保証賦課金 (Superannuation Guarantee Charge) 制度の適用免除の可能性の検討や、各種の税務に関する助言を得る必要があります。

移民法の遵守は概して重く受け止められるため、雇用者は従業員が適正な認可を受けていることを確認する必要があります。

---

# 法人に対する課税

## 法人に対する課税について

以下の要約では、オーストラリアで事業を営み、かつ、オーストラリアが締結している租税条約の相手国を本国とする外国の事業体に適用される可能性がある税金の問題を簡単に概説しています。

### 直接税

#### 法人所得税

企業が以下の項目に該当する場合、法人所得税目的でオーストラリア居住者となります。

- オーストラリアで設立
- オーストラリアで設立されていないが、オーストラリアで事業を営み、かつ以下のいずれかの条件に該当する
  - 中核的経営およびその支配がオーストラリア国内にある
  - 議決権が、オーストラリア在住の株主によって支配されている

オーストラリア法人は、その法人の全世界所得に対して、税率30%の法人所得税を納税する義務があります。

#### キャピタルゲイン課税

オーストラリア居住者である法人が保有する資本的資産(土地、株式、各種権利など)に関しては、一般的に、これらの処分等により生じたキャピタルゲインに対し、法人所得税率30%で課税されます。

オーストラリア居住者でない株主によるオーストラリアの子会社の株式の処分等は、それらの株式が資本的性質を有し、オーストラリアの子会社が課税対象オーストラリア資産(Taxable Australian Property)に該当しない(一般的には、その子会社の土地等市場価額が土地等以外の資産の市場価額を上回らない)場合には、オーストラリアでのキャピタルゲイン課税を免除されることとなります。2016年7月1日以降、一部の例外(250万ドル未満の住居等)を除き、課税対象オーストラリア資産の購入者には、譲渡金額の10%を源泉徴収し、オーストラリア税務局に送金する義務が発生します。売却側は確定申告時に、源泉徴収額が最終納税額を超過した部分について還付申請を行います。

#### オーストラリアの会社が支払う配当

完全な課税済配当(オーストラリアの法人所得税が支払われた税引後利益を原資とする配当、Franked dividend)がオーストラリアの子会社から海外の親会社に支払われる場合、配当源泉税の支払い義務はありません。配当が課税済みでない場合(Unfranked dividend)に限り、税引前の総額に対して30%(あるいは適用される租税条約により軽減された税率)の配当源泉税を納税することになります。

#### オーストラリアの会社の借入れによる資金調達

オーストラリアの会社から国外に居住する外国の企業への支払利息には、通常10%(あるいは適用される租税条約により軽減された税率)の利息源泉税が課されます。ただし、その利息の受益者がオーストラリアに恒久的施設を保有しており、その利息が恒久的施設に事実上結びついている場合、当該利息はオーストラリアにおいて申告対象所得として課税されます。

2001年7月1日から適用されている債務と株式資本の分類に関する規則のもとでは、支払利息は配当であるかのように処理されることがあります。同様に、債務持分として分類された株式にかかる支払配当金は、課税済配当としての取り扱い対象外となります。

法律上、「過少資本」の規則に基づき、通常、負債が純資産(負債を除く)の75%を超える場合には、費用控除可能な利息の額も制限されます。2014年7月1日以降の会計年度には60%となります。

#### 外国企業に対しての使用料

オーストラリアの企業が外国の居住者に対して使用料を支払う場合は、その使用料は、通常税率30%(あるいは適用される租税条約により軽減された税率)の使用料源泉税の対象となります。また、移転価格の問題が発生する可能性があります。

## 移転価格

オーストラリアの移転価格税制は、OECDが公布している独立企業間原則の概念を採用しています。移転価格税制は会社、支店、パートナーシップ及びトラストに適用されます。移転価格はオーストラリア税務当局(ATO)による主要な争点であり、近年、潜在的な徴税および税務調査対象として、多国籍企業への問い合わせを増加させています。

納税者が国外の関連企業との間で合計200万ドル以上の取引を行った場合、取引の性質と金額を税務申告時に、"International Dealings Schedule" (IDS)によって、ATOに報告する必要があります。ATOはIDSの開示データに基づいて、移転価格レビューや税務調査を実施するケースを選定します。

IDSは、移転価格文書によりカバーされている関連当事者間取引の範囲を開示するよう納税者に求めています。移転価格取引の文書化に関しては、法的に義務付けられておりませんが、移転価格取引の文書化を行うことにより、ATOによる税務調査及び移転価格調整が行われた場合に生じるペナルティを減額できる可能性があります。減額対象となるためには、所得税申告提出前に法律の定める所定の要件を満たす移転価格文書を準備しておく必要があります。

## グループ課税

究極的に100%保有となる法人グループ会社、パートナーシップおよび信託に関する法人所得税およびキャピタルゲイン課税について、当該事業体がオーストラリアに所在する場合には、連結納税制度が適用されます。外国企業が100%保有し、国外居住者である親会社とオーストラリア居住者である複数の子会社との間で共通のオーストラリアでの親会社が存在しない場合は、オーストラリアに居住する子会社の連結も認められます。

グループが連結納税制度を選択した場合、すべての100%所有の事業体を含める必要があり、選択を取り消すことはできません。また、グループ会社間の取引は、法人所得税上、無視されることとなります。

## 税制上の優遇措置

### 国内投資

投資プロジェクトの性質や規模により、該当するオーストラリアの州政府は、特定案件に対し、または期間限定で、支払給与税、印紙税および土地税の優遇措置適用を行う場合があります。

## 資本投資

適用される可能性のある資本投資のインセンティブは、下記の通りです。

- 2013年5月14日以降に発生する、石油およびその他の鉱物の探査に対する資本支出は通常、15年または資産の耐用年数のうち短い方の期間にわたり、損金算入可能です。しかし、ファームイン・ファームアウト契約、または政府から獲得した鉱業権の費用などの資本支出は一括損金算入可能です。
- 2011年7月1日以降、研究開発に対する優遇措置はR&D Tax Concession(研究開発減税)に取って代われ、適格な研究開発活動に対して一層寛大な恩恵を受けられるようになっています。売上高が2,000万ドル未満の企業の研究開発費用は45%の還付付き税額控除(150%の控除に相当)が認められ、売上高2,000万ドル超の企業は40%の無還付税額控除(133%の控除に相当)が認められます。また使用していない税額控除を将来年度に繰越すことが可能です。当該プログラムを利用するためには、毎年、会社の会計年度末から10ヶ月以内に登録を行う必要があります。
- 企業はさらに、オーストラリアと租税条約を締結している国の居住者企業である国外関連企業のためにオーストラリアで実施された研究開発活動についても、研究開発に対する優遇税制を適用可能です。そのような活動の結果生じる知的財産がオーストラリア国外に帰属することも可能です(知的財産がオーストラリア企業の属する多国籍企業に帰属することが前提)です。また、オーストラリア国外で実施された研究開発活動についても、所定の適格要件が満たされており、研究開発活動の50%超がオーストラリア国内で実施された場合には、優遇税制適用の申請が可能です。当該プログラムには検討すべき数多くの適格要件があるため、関心をお持ちの場合には、専門的アドバイスを求められることをお勧めいたします。
- 本国の管轄区域内では非課税の非居住者年金基金(カナダ、フランス、ドイツ、日本、英国、米国またはその他の指定された国の居住者)で、オーストラリアでの登録要件を満たす場合は、12カ月間以上リスクを負いながら保有していた特定のオーストラリアのベンチャーキャピタル株式の処分に対しての課税が免除されます。2002年7月1日以降については、この免除が、税金を免除されているその他の特定の非居住者である投資家にも拡大されました。

## 初期段階にあるベンチャーキャピタル限定のパートナーシップ(ESVCLP)

ESVCLPプログラムの目的は、登録および投資の基準を満たすファンドに対し大幅な税優遇措置の適用を認めることで、オーストラリアの初期段階にあるベンチャーキャピタル分野を活性化することにあります。ESVCLPプログラムは従来の開発資金プールファンド(Pooled Development Funds, PDF)に取って代わるもので、PDFは2007年1月1日以降は新規登録の受け付けを停止しています。

ESVCLPは、主にリミテッド・パートナーシップとして構築され、関連法に準拠してInnovation Australiaに登録されたベンチャーキャピタルファンドです。ESVCLPは、税務上パス・スルーの主体であるため、ESVCLPのパートナーシップレベルでは課税されません。さらに、ESVCLPに対する投資の結果得られる所得およびキャピタルゲインは、パートナーレベルでは、オーストラリアでは非課税となります。ただし、ESVCLPによる税務上の欠損金は、パートナーレベルでは取り込めず、損金算入もできません。

ESVCLPは、投資活動を開始する前に、Innovation Australiaから投資計画とパートナーシップ規約の承認を受ける必要があります。また、ESVCLP投資の財務内容と被投資事業体の性質の両面に制約を設ける法的要件も多数存在しています。その要件は以下の通りです。

- ESVCLPは、5,000万ドルを超える価値のある事業体に投資してはならない
- ESVCLPは、その投資価値が2億5,000万ドルを超えた場合に、投資を売却しなくてはならない
- ESVCLPは、主たる活動が適格な活動である事業体にのみ投資することができる。非適格な活動には、土地開発、不動産所有、銀行業務、他社への資金提供、リース、債権買収、証券化、保険、インフラまたは関連施設の建設または取得、利子、賃借料、配当、使用料あるいはリースといった性質の所得の稼得を目的とした投資が含まれる
- ESVCLPファンドの規模は、1,000万ドル以上(1億ドル未満)でなければならない
- ESVCLPにおいて、各パートナーの出資持分が約定資本総額の30%を超えてはならない

さらに、ESVCLPは、四半期ごとの報告書および年次報告書をInnovation Australiaに提出しなければなりません。会社/ユニット信託およびその関係者、あるいはその会社/ユニット信託が属する100%グループのその他のメンバーの持分(債務および株主持分を含む)へのパートナーシップ投資の総額が約定資本の30%を超えることはできません。この規則には例外があり、退職者年金ファンド、認可された預金等受入機関および生命保険会

社などには適用されません。

## オフショア銀行業務ユニット

オーストラリアで認可されたオフショア銀行業務ユニットが純粋なオフショア銀行取引から得た課税所得に対する税率は、10%です。

## 投資関連特別控除

償却資産の取得、あるいは事業を継続することを主目的として既存の償却資産に改良を加える場合、投資関連特別控除を利用することで税務上の便益が享受可能となるかもしれません。

年間売上が200万ドル未満の中小企業が、2008年12月13日から2009年12月31日の間に資産取得の契約を締結し、かつ2010年12月31日までに使用のために設置完了した資産について、取得価額の50%を控除することができます。中小企業の場合は、投資額が1,000ドル以上の場合に、この投資関連特別控除が可能となります。

年間売上が200万ドル以上の企業は、2008年12月13日から2009年6月30日の間に、資産取得の契約を締結し、かつ2010年12月31日までに設置完了している資産について、取得価額の30%を控除することができます。2010年7月1日から2010年12月31日の間に取得し、かつ設置完了した場合に、さらに10%の控除を受けることができます。また、2008年12月13日から2009年6月30日の間に取得し、かつ2010年6月30日以降2010年12月31日までに設置完了した場合に、さらに10%の控除を受けることができます。

1万ドル以上の支出が、年間売上200万ドル以上の企業が30%およびさらなる10%の控除を受ける際の適格要件の一つとなっています。

この投資関連特別控除は、償却資産の減価償却等の控除処理が含まれている税務申告書を通じて、適用を受けることとなります。

## 間接税

### 印紙税

オーストラリアの各州および特別地域では、抵当権証書、証券、保険証書、市場性のない株式の譲渡、リース文書および資産、事業または不動産の譲渡に関する契約などの取引に対し、さまざまな税率の印紙税が課されています。一部の州および特別地域では、上記取引の一部に印紙税の免除が認められています。

## 土地税

オーストラリアの各州およびオーストラリア州都特別地域の政府は通常、土地そのものの未改良価額に基づき土地税(土地所有者に課税されるもの)を課しています。土地税の税率は、オーストラリア全体でさまざまですが、一般的に資産価値が上がれば課税税率も高くなっています。通常、土地税の納税義務は、特定の日において所有されていた土地に関して発生しますが、ニューサウスウェールズ州では、毎年12月31日の午前零時に納税義務が発生します。

## 支払給与税

支払給与税は、従業員に対する支払いに対して雇用主に課せられるものであり、請負業者に対する支払に対しても課されます。

支払給与税は州ベースの税金であり、支払給与税の課税対象となる給与所得の内容を定める規則は共通していますが、課税税率は州によって異なります。雇用主の国内給与支払額が各州の定める非課税基準額を超える場合、州により4.75% から 6.85%の範囲にある一律の税率に基づいて給与税が課税されます。基準額は州により75万ドルから175万ドルの範囲に設定されています。

また限度額は雇用主グループ間で配分されます。共通の親会社(オーストラリアまたは海外)を持つ複数の会社も雇用主グループを構成します。従業員、財務サポートさらには敷地を共有する雇用主も、雇用主グループの定義に含まれます。

従業員が受け取る給与は、外国からの支払かオーストラリア国内からの支払にかかわらず、給与税が課税されます。

一部の州(現行ではニューサウスウェールズ州とタスマニア州)では、雇用主が州内の従業員総数を増加させる場合に、給与税の減税という形式での譲許があります。現行の減税額は新規雇用主一人当たり最高で5,000ドルです。

## 関税

関税は、一般に、輸出時の港湾におけるF.O.B. 価格に基づいた商品の「関税課税価額」(すなわち多くの場合、外国での国内輸送価格を含む)の合計に対して課されるものです。関税課税価額は、オーストラリアの法律にしたがって判断されるもので、商品の販売価格と一致するとは限りません。関税は、商品が国内消費向けにオーストラリアに入国した時点で課税されます。これは、商品が通関した日あるいは関税保税倉庫から搬出された日である可能性もあります。

1901年関税法は、オーストラリアに輸入される商品とその輸出を管理します。関税法の第8章において、関税の支払いおよび計算方法が規定されています。関税を計算するにあたって考慮される幾つかの要因は、輸出国、商品の関税分類および商品が有する価値です。一般に、ほとんどの商品の関税率は、5%です(自動車本体とパーツを含む)。織物、衣類、および履き物は、一般に10%の関税率が適用されます。輸入品の関税額は、様々な関税譲許通告(TCO)、規制、または自由貿易協定(FTAs)の適用により減額されます。これらの譲許の適用は、商品の内容または輸出国、また一部の事例では輸入の目的等、様々な要因に依存します。

輸入業者は、商品の輸入にあたって、TCOの適用を通じた免税での商品輸入が可能かどうか確認を行なうべきです。一般的には、もし適用可能なTCOが存在しない場合、輸入品がオーストラリアで生産されず、オーストラリアで代用可能な商品が存在していないことが実証される場合、輸入業者は別途TCOを申請することが可能です。

さらに、AusIndustryが、(適格な業界の)1,000万ドル以上の設備投資を要する資本プロジェクトのための商品についての免税輸入が、特定の要件を充足した場合可能となる強化プロジェクト職制制度(職制44)(Enforced Projects By-laws Scheme, EPBS (By-law 44))と呼ばれるプログラムを運営しています。このプログラムは、資源業界および製造業において頻繁に利用されています。このプログラムを利用した優遇措置の適用を受けるためには、対象プロジェクトの資材やサービスの入札を行うための完全で、公平かつリーズナブルな機会がオーストラリア企業に与えられる事が必要であり、このような調達プロセスが行われてきたことを、申請企業は立証する必要があります。2013年オーストラリア雇用法(2013年12月27日発効)によりEPBSにはいくらかの変更が加えられており、例えば20億ドル以上のプロジェクトに対する申請プロセスガイドラインが修正され、追加のコンプライアンス要求が加えられています。また資本支出が5億ドル以上のオーストラリア国内における主要プロジェクト全てについて、プロジェクト提案者のEPBS活用の意図の有無にかかわらず、新要件が課されています。

オーストラリアは、いくつかの自由貿易協定(FTA)を既に締結し、また、複数の協定の交渉中でもあります。最近では、2013年12月初めに大韓民国とFTA交渉を妥結し、韓国-オーストラリアFTAは近い将来発効する見通しです。他にも、マレーシア-オーストラリアFTA(2013年1月1日発効)やASEAN-オーストラリア-ニュージーランドFTA(AANZFTA)(2010年1月1日発効)を妥結しています。

AANZFTAは、加盟国間の商品とサービス、投資、知的所有権、eコマース、ビジネス目的の出張者の一時的な入出国、および経済協力などを含む経済活動のすべての分野をカバーしている包括的なFTAです。この協定は、あらゆる形での商品、サービス、および投資におけるすべての障害の段階的排除を通し、東南アジア諸国と商取引を行なうオーストラリアの事業に、著しい便益を提供します。以下は、オーストラリアの既存の自由貿易協定と交渉中のFTAのリストです。より多くの情報は、オーストラリア連邦政府外務貿易省のウェブサイトから入手可能です。

### 既存のFTA

- ASEAN-オーストラリア-ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)
- シンガポール-オーストラリアFTA(SAFTA)
- タイ-オーストラリアFTA(TAFTA)
- オーストラリア-アメリカ合衆国FTA(AUSFTA)
- オーストラリア-ニュージーランドCloser Economic Relations (ANZCERTA)
- オーストラリア-チリFTA(ACFTA)
- オーストラリア-マレーシアFTA

### 未発効の妥結済FTA

- オーストラリア-韓国FTA

### 交渉中のFTA

- オーストラリア-中国FTA
- オーストラリア-湾岸協力会議(GCC)FTA
- オーストラリア-インド包括的経済連結協定
- オーストラリア-日本FTA交渉
- インドネシア - オーストラリア Comprehensive Economic Partnership Agreement
- Pacific Agreement on Closer Economic Relations
- Regional Comprehensive Economic Partnership
- 環太平洋連携協定

商品輸入の手続きに加えて、輸入業者は、特に2014年2月1日以降は、2013年関税法の修正条項(権利侵害通知)によりペナルティが更に高額になっていることに鑑み、オーストラリアの関税規則に遵守していることを慎重に確認する必要があります。

オーストラリア税関国境警備局(Australian Customs and Border Protection Services)は、関税評価において、移転価格調整の取扱に一層の注意を向けるようになっていきます。2013年4月に、オーストラリア税関国境警備局は、移転価格調整の輸入品の関税対象価額に対する影響に言及した租税実務指針(Practice Statement)を公表しました。国外の関連企業からオーストラリアに商品を輸入する企業は、関税へのインパクトの観点から移転価格調整を吟味し、支払関税額の過不足を確認する必要があります。調整による財務上の影響の多寡にかかわらず、国外の関連企業サプライヤーから物品を輸入する企業は、輸入品に適切な関税評価方法が適用されていることを確認すべく、オーストラリア税関国境警備局に評価に関する助言を求めることも必要だと考えられます。

オーストラリア税関国境警備局はまた、特に組立指図書が関係している貨物(複数サプライヤーからの委託販売品により構成される貨物)に関連して、貨物申告にかかる法規制要求及び政策上の要求遵守の実現を目指したコンプライアンスプログラムを開始しています。関税法規に基づき、一まとめにされた貨物の各委託販売者/受託販売者について、それぞれの貨物申告書を発行する必要があります。

輸入者がグローバルサプライチェーンの一部としてオフショアの統合ハブ拠点を利用している場合には、特にこの点が関係してきます。

---

# 物品サービス税 (GST)

## GSTの概要

オーストラリアでは、2000年7月1日より広範囲に渡る物品サービス税 (GST) (日本で消費税と同等) が導入されました。GSTは、世界の多くの国で採用されている付加価値税 (VAT) モデルをベースにしています。GSTは、オーストラリア国内で供給されるほとんどの物品・サービス・権利および資産などの取引 (輸入品も含む) に対して10%の税率で課税されます。オーストラリア国外で消費される物品またはサービスの輸出には、一般的にGSTは適用されません。2012年7月1日以降、オーストラリアのGSTは自己申告制度に移行しています。自己申告制度の下では、GST納税額及び税還付額は、納税者が行ったGST申告または輸入申告に基づいて確定されます。

GSTの要点は下記の通りです。

- 当該事業体がビジネス活動を行っており、かつGST上の年間売上高がGST登録基準額以上の場合、GST登録を行なう必要があります。この基準額は、現在7.5万ドル (非営利団体の場合は、15万ドル)
  - GST登録された事業体が供給するほとんどの物品・サービスまたは無形資産の取引に対し取引価格の10%がGSTとして課税されます。ただし、取引対象がGST非課税 (input taxed) の場合、GST免税の場合、あるいはGST対象外の場合は除外されます (以下参照)。物品またはサービスの供給者には、GSTの納税義務が法的に課せられています。通常、物品やサービスの供給者は価格にGSTの額を含めることにより、取引先からGST分を回収しています。
  - 一部例外はありますが、輸入品に対しても、課税対象輸入品価値 (VoTI) の10%がGSTとして課税されます。VoTIには、関税課税価額、関税、および関税課税価額に盛り込まれていないオーストラリアにおける荷受場所までの物品の運送料、物品運送にかかる保険料が含まれます。オーストラリアの税関は、商品輸入時点で当該商品の輸入者からGSTを徴収します。しかし、輸入者が商品輸入におけるGSTの繰り延べ措置の対象となっている場合は、輸入者から翌月の月次GST申告でオーストラリア税務局への申告と納税を行います。
  - サービスの輸入は、GSTの「リバースチャージ」規定において、課税対象となる場合があります。
  - GST登録された事業体は、ビジネスを運営するために必要な物品およびサービスの取得に関連して支払ったGSTについて、仕入税額控除を受けることが可能です。仕入税額控除の遡及的適用限度は4年間です。GST非課税 (input taxed) の物品・サービスの供給に関連した取得、あるいは個人消費を目的とした取得・輸入に関する (仕入) GST税額は、仕入税額控除の対象とはなりません。
- GST売上が2,000万ドル未満のサプライヤーは四半期ごとにGST申告を提出する必要があります (月次ベースでの申告を選択した場合を除く)。GST売上が2,000万ドル以上のサプライヤーは月次ベースでGST申告を提出する義務があります。GST登録を義務付けられていない納税者は、GSTの年度ベースでの申告を選択することが可能です。

## 供給物品・サービスのタイプと GST

- 一部の物品およびサービスはGST免税 (GST-Free) 扱いとなります (通常他国のGSTまたはVAT制度では「税率ゼロ (zero-rated)」として言及されます)。物品またはサービスがGST免税の場合、サプライヤーは当該供給に関するGSTを支払う義務はありません。しかし、それら物品・サービスの供給を行なう過程で取得あるいは輸入した物品に係るGST税額は、仕入税額控除を受けることが可能です。
- 以下のような供給は、GST免税対象となります (免税対象の条件を満たしている場合)。
  - 輸出品
  - 海外旅行
  - 海外旅行の一部としてオーストラリア国内のフライトを利用した旅行
  - ほとんどの医療、教育および育児サービス
  - ほとんどの食品
  - 水道、下水および排水
- GST免税の供給には他にも以下のようなものが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。
  - 既存事業の売却 (関連法令上「継続事業体の供給」と呼ばれるもの)
  - 貴金属の一次供給
  - 入国時の国内免税店を通じた供給品
  - 政府による土地自由保有権および類似する利権の付与
  - オーストラリアの国外で享受される特定のサービスの供給
  - 特定の農地の供給

- 一部の物品はGST非課税(Input-taxed)対象となります(通常他国のGSTまたはVAT制度では「非課税(Exempt)」として言及されます)。この場合、サプライヤーはその供給にかかるGSTを支払わないとともに、供給を行なう過程で取得あるいは輸入した品物に係るGST税額も仕入税額控除の対象となりません。ただし、金融サービスの提供に関連する特殊な取得に関しては、部分的な仕入税額控除が認められる場合があります。
- GST非課税対象となる供給の例は以下の通りです。
  - 特定の種類の金融サービス
  - 住宅賃貸および新築住宅の販売(課税対象)を除く居住施設の供給
  - GST免除となる貴金属の一次供給後の、貴金属の供給
- 対価にのらない供給、事業体を通じたものではない供給、オーストラリアに関連しない供給は通常、GST対象外です。
- 下記例のようなGST対象外となる供給の一例として、以下のものがあげられます。
  - 配当の受取
  - GSTグループ企業間の供給または非GST登録企業間の供給
  - 寄付、贈与

## 不動産

- GST登録された事業体による土地に関する自由保有権またはその他の利権の売却は、一般的なGSTの規則に基づきGSTの対象となります。サプライヤーと受領側がマージン制度の適用に関して書面で合意し、その他の条件が満たされている場合、マージン制度条項の適用を選択することにより、GSTを減額できる場合もあります。一般的なGSTの規則が適用される場合、GSTは当該不動産の売却価額全額を基に算出されます。マージン制度が適用される場合は、GSTの金額は不動産に関するマージンの11分の1相当額となります。通常、マージンは、当該資産の供給対価(登録事業主の当該資産売却価額)から当該資産の取得対価を差し引いた差額となります。マージン制度における取引では、購入者がマージンに対して支払ったGSTの仕入税額控除は認められていません。
- GST無登録の私人から他のGST無登録の私人に対する住宅施設の売却はGST課税範囲外です。

## 非居住者の代理をする居住者代理人

- 非居住者が居住者である代理人を通して行った、課税対象となる供給に関するGSTは、通常、非居住者ではなく居住者である代理人が納税します。当該規則は取得にかかるGSTの申請や輸入GSTの支払/申請にも同様に適用されます。

## 保険の供給

- 保険会社による保険証書の供給は、一般的に課税対象です。GSTは保険料から保険料にかかる印紙税を差し引いた金額に基づいて計算されます。生命保険は、GST非課税となります。輸出および民間健康保険とみなされる保険の供給はGST免除となります。

## GTS法への改正案

- オーストラリア政府による新確認事項(2013年11月6日及び2013年12月14日)には、公表されたものの法制化されていない数々の税制法案が含まれています。政府は其中でGST法に以下の変更を加える意図があることを表明しています。
  - 過払いのGST還付を制限するDivision 142の導入
  - 不必要にオーストラリアのGSTシステムの適用対象となる非居住者数を低減するための、「オーストラリアに関連した供給」規定の改正
  - 現在GST免税対象である継続事業体の供給及び農地の供給について、リバースチャージ制度に転換

---

# 個人に対する課税

## 居住性に関するオーストラリアの税務上の取り扱い

個人の居住性に関する税務上の取り扱いの要点は以下の通りです。

- 税務上の居住者は、世界中での所得および課税対象のキャピタルゲインについて課税されます(ただし通常、制限つきで外国税額控除が認められます)。
- 最高限界税率は45%であり、18万ドルを超える所得に適用されます(2011年6月30日に終了した事業年度において、最初の18万ドルに54,550ドルの税金が課されます)。
- Medicare(メディケア)は、オーストラリアの公的な国民保険制度です。医療制度に関連した拠出金の負担は、一般的にメディケア保険料(Medicare Levy)を通じ税務申告の際に行われます。保険料は、課税所得および申告義務のある経済的利益の1.5%となります。高額所得者で、適切な私的医療保険に加入していない場合は、課税所得および申告義務のある経済的利益の1%またはそれ以上をメディケア追徴課税(Medicare Levy Surcharge)として支払う義務があります。一部の国出身の海外駐在員、低所得者および特定の要件を満たすその他の納税者には、メディケア保険料の免除が認められます。
- 税務上の一時的居住者である海外駐在員は、外国を源泉とする投資所得に関し、オーストラリアの課税対象外となります。これらの人々については、キャピタルゲイン課税の対象となる資産の範囲も狭くなっています。
- 居住者は、特定の海外信託への投資、支配権を有するオフショア企業および特定の海外投資ファンドおよび海外の生命保険証書における持分に関し、発生主義ベースで税制の対象となります。税務上の一時的居住者には、この制度は適用されません。

雇用主は、各従業員(特定の海外駐在のシニアエグゼクティブを除く)に代わりオーストラリアの認定された退職基金へ強制的な拠出金を払う義務があります。2014年6月30日に終了した事業年度において、強制的な拠出金額は給与の9.25%となります。また、四半期毎の対象給与の上限は48,040ドルと定められています。今後の拠出率は段階的に12%まで引き上げられる予定です。しかしオーストラリアに滞在する海外駐在員には特定の例外が適用される場合があります。

## 給与所得に対する課税

一般的に、居住者個人の世界中での給与所得がオーストラリアの税金の課税対象となります。この場合、その所得がオーストラリアに送金されるかどうかは問われません。課税対象の給与所得については、雇用主は従業員の所得の一部を源泉徴収し、オーストラリア税務局に送金する必要があります。

課税対象の給与所得には、基本給、賃金、手当(非課税対象である遠隔地手当を除く)、歩合給、取締役の給与および、賞与や従業員持株/オプション制度などの利益分配の支払などのその他の現金報酬が含まれます。

雇用契約はすべて、最終的な締結に先立ち、オーストラリアの雇用担当弁護士や税金アドバイザーによるレビューを受ける必要があるものと考えられます。これは、税務上の居住性に関して考えられる疑問を特定し、特に遠隔地手当など、税務面で有効な報酬体系を導入するために重要です。

## 経済的利益税(Fringe Benefits Tax)

経済的利益税(FBT)は、雇用主が従業員または従業員の関係者、退職者または雇用予定の従業員に対して提供する現金以外のほとんどの経済的利益に適用されます。

通常、この税金の対象となる主な経済的利益には、従業員に提供される自動車、オーストラリア国内で就労中に発生する食費・居住費手当、低利子あるいは無利子の融資、および医療保険など個人的支出の支払または払戻しなどがあります。

経済的利益は、従業員側では非課税となります。その代わり、当該経済的利益には異なる税徴収手続きが適用され、個人の最高限界税率で雇用主側で課税されています。しかし、雇用主がFBTのコストを総合的な報酬体系の一部として従業員に転嫁することは珍しいことではありません。

FBTは、雇用主に課され、従業員がオーストラリア国内で就労している場合、オーストラリアの会社および海外の企業から支給される経済的利益について課税されます。人員配置および異動に関連する経済的利益には、多数のFBTの免除および優遇措置が認められています。しかし、遠隔地勤務手当に関連する主な免税措置は、2012年10月1日現在、廃止されています。

## 正味キャピタルゲイン

1985年9月19日以降に取得した資産の売却または他の方法による処分により得たキャピタルゲインは、通常総課税所得に含まれます。1999年9月21日より、資産の保有期間が12か月以上の場合（特定の例外規定はあるが）、正味キャピタルゲインの50%のみが課税対象となります。外国居住者および一時的居住者は、キャピタルゲイン課税の対象となる資産が限定されています。また、個人が初めて税務上の居住者となる場合、キャピタルゲイン課税に関する資産の評価に特別規則が適用されます。主たる居住地の処分は、一般的にキャピタルゲイン課税の対象にはなりません。

## 投資計画

先に述べた通り、一時的居住者と見なされないオーストラリアの居住者は、全世界での所得がオーストラリアでの課税対象となり、該当する場合、外国税額控除相当額が減算されることとなります。したがって、オーストラリアの居住者となる前に、個人投資およびその他の関連事項を見直し、税金に関する潜在的リスクとプランニングを検討することが不可欠です。

## 金融取引に関する課税 (TOFA)

これらの措置では、外国為替差損益を認識して算出する方法が規定されており、外国為替 (forex) 損益を税務上で認識する場合のタイミングの確定規則が厳密に定められています。

TOFAに関する法規は、2003年7月1日以降に開設、締結、再融資あるいは変更された、外国通貨での銀行口座および融資に適用される可能性があります。特定の条件が満たされる場合、免除が適用される場合もあります。一時的居住者と見なされる個人には、TOFAに関する法規は適用されません。

## 居住者となる前に

オーストラリアの居住者となることを検討されている方は、必ず、オーストラリアの税法の適用およびプランニングに関して具体的なアドバイスを受けられることをお勧めいたします。

# オーストラリアの雇用法の概要

## オーストラリアの雇用法 — はじめに

一般的に、オーストラリアの雇用法とは以下のものを指します。

- コモンロー
- 制定法および規制の枠組み（全国雇用基準（National Employment Standards）ならびに現代労使裁定および職場協定などの労使関係に関する法的文書からなる）

### コモンロー

コモンローはオーストラリアの雇用上の義務の主な根拠となっています。コモンローでの義務の最も明確な根拠は雇用契約です。オーストラリアにおいて、雇用契約は（文書または口頭にかかわらず）すべての雇用関係を決定します。

雇用契約は、必ずしも書面で交わす必要はありませんが、書面による契約が推奨されます。書面による雇用契約では、状況に応じて様々な項目を定める必要があります。項目としては、主に以下のようなものが挙げられます。

- 雇用開始日と雇用期間
- 給与/報酬
- 従業員の役割と役職
- 解雇の方法
- 機密保持、知的財産および雇用終了後の制約などの個別項目

書面による雇用契約は、効果的に活用すれば雇用者と従業員の関係を効果的に説明、規定、評価することができます。

雇用上の義務および権利に関する訴訟に対する裁判所のアプローチの傾向から、雇用契約を文書化し、適時に更新していくことが近年さらに重要になってきています。

雇用主は、職務の遂行または権利の行使に際して従業員が従うべき手続を規定した就業規則を発行することができます。一般的に、就業規則は従業員に対する法的拘束力を有しません。

### 制定法および規制の枠組み

オーストラリアの職場関係法はこの10年間で大幅に改正されました。その内もっとも重要な変化の一つとして、民間企業の労働者と連邦公営企業の労働者が、多くの場合、連邦職場法、とりわけ職場関係法「Fair Work Act 2009（2009年フェア・ワーク法）」の規定に従うことになった点が挙げられます。

州公営企業の従業員は、多くの場合引き続き州政府の職場法に従います。

## 連邦の制定法の枠組み

### Fair Work Act（フェア・ワーク法）

Fair Work Actの主な特徴は以下のとおりです。

- 法定最低賃金National Minimum Wageの導入（2014年度：時給16.37ドル）。
- 法的最低賃金および労働条件を定める10項目の新しい全国雇用基準National Employment Standards（NES）の策定（2010年1月1日より施行）。
- これまでの連邦規定と州規定が複合された複雑なシステムを統合・刷新する現代労使裁定（Modern awards）の策定（2010年1月1日より施行）。この規定は、対象となる従業員の追加的な最低労働条件を定めたもの。
- 雇用関連制度を規定し統治する新機関（Fair Work Commission（FWC）およびFair Work Ombudsman）の設置。
- 集団雇用契約（「職場協定」enterprise agreementsと呼ばれる）の締結に係る新制度。雇用主、従業員および組合は、新しい職場協定の締結において規定に従い誠実に交渉を行う必要があります。また新制度では、協定の内容や承認に関して新たな規定が設けられています。さらに、職場協定の対象となっている全ての従業員が、現代労使裁定における最低雇用条件以上の待遇を受けていることを確認する必要があります（BOOTテスト）。
- 組合が職場や従業員に関する情報にアクセスできる権利の拡大。これには、職場で従業員と話し合いを持つ権利、および非組合員へのアクセスをFWCに申請する権利が含まれます。
- アウトソーシング、内製化（インソーシング）、関係会社間の雇用の移転などを含む、より幅広い項目を対象とした事業移転に関する新たな規定の導入。移転の対象となる従業員の職場協定は新しい雇用者に移管され、新しい職場協定に置き換わるまで継続して適用されます。また、移管された職場協定は、新しい雇用者（すなわち事業の購入者（移転先））により事業移転後に新たに採用され、移転対象従業員と同一の業務を遂行する従業員にも適用されます。
- 組合結成の自由の権利だけではなく、個人が職場での権利を有することを理由に不利な扱いを受けない権利、差別的あるいは不当な扱い・抑圧・虚偽の説明を受けない権利、違法解雇や偽装契約に従わない権利などを含む、新しく拡大された権利のカテゴリーである「一般的な保護」general protectionsの導入。
- 小規模雇用者（臨時雇用されている従業員を除く総従業員数が15名未満の雇用者およびその関連会社）に適用される新しい小規模企業公正解雇基準の設定。

## 全国雇用基準(NES)

NESで規定されている被雇用者の権利は以下の10項目です。

### (1)労働時間

正規雇用者の最大標準労働時間は、1週間当たり38時間となっています。加えて、時間外労働が妥当な範囲で認められます。

### (2)柔軟な労働時間制

以下に該当する被雇用者は、柔軟な勤務体系を求める権利を有します。

- 子ども(就学年齢以下)または障害もしくは疾患を有する者の親あるいは保護者
- 障害者
- 55歳以上の者
- 家族または近親者による家庭内暴力の被害者
- 家族または近親者による家庭内暴力を理由として、保護または扶養を必要とする直近の家族または同居人を保護または扶養する者

### (3)育児休暇

最長12ヶ月間の無給育児休暇を取得することができます。さらに、12ヶ月間延長を求めることができます(雇用主の提示する合理的な業務上の要件を満たす必要があります)。

### (4)有給休暇

年間4週間(交代勤務の場合は5週間)の有給休暇が取得できます。最低4週間の休暇が累積された場合、労使裁定・職場協定対象外の従業員は、未消化の有給休暇の現金化(雇用者による買取り)が認められます。

### (5)病欠休暇、介護休暇、忌引休暇

年間10日間の病欠または介護有給休暇に加え、許可対象となる状況下、2日間の有給忌引休暇(カジュアルベースでの雇用の場合は無給)、2日間の無給介護休暇が認められています。

### (6)地域活動休暇

陪審員としての裁判所への出廷や、何らかの緊急事態への支援など地域社会活動に関連した休暇が取得可能となっています。なお、陪審員の場合(10日まで有償)を除き無給です。

### (7)長期勤務休暇

NESにおいて今後の改正が行なわれるまで、労使裁定または職場協定、その他州および特別地域の法令にて従来より規定されている長期勤務休暇に関する権利

が継続して適用されます(後述の「その他の法律」を参照)。

### (8)祝日

祝日は有給で休むことができます。NESには、公休日に労働を行なう際の規定が含まれています。

### (9)解雇予告および解雇一時金

従業員が解雇される場合、全ての従業員は書面による解雇通知を受ける権利(または、通知期間に対応する支払いを受ける権利)を有します。通知期間は、勤続年数によって異なり、最長5週間です。また、特定の従業員は、勤続年数をベースに算出される最低限の解雇一時金を受け取る権利を有します(小規模雇用者は、通常この規定の適用対象外)。

### (10)Fair Work Information Statement (フェア・ワーク説明書)

新規の被雇用者は、雇用開始後すぐにフェア・ワーク説明書を受け取る権利を有します。この説明書には、NES、現代労使裁定、協約の締結、組合の自由、FWCの役割に関する情報が含まれています。

## 労使関係に関する法的文書

大多数のオーストラリアの従業員の雇用条件は、現代労使裁定や職場協定を含む労使関係に関する法的文書によって規定されています。

## 現代労使裁定(Modern Awards)

新しい現代労使裁定制度は、これまでの労使裁定に取って代わる形で、2010年1月1日より施行されました。これまでの制度では、非常に多くの労使裁定(雇用主特有の連邦労使裁定、職種特有のNAPSAs)がありましたが、現代労使裁定に関しては、その数が大きく減少し、業種別または職種別に特化したものとなっています。

約120近くの現代労使裁定が導入され、それらは労使裁定が以前対象としていたものより幅広い業種および職種業種をカバーしています。

上級管理職、有資格の弁護士、会計士および人事管理専門家など一部の職種については一般に(すべてではありませんが)現代労使裁定ではカバーされていません。カバーされる従業員であっても、高額所得基準額を超える年間所得に関する文書での保証を受けており、当該年間保証所得を受け取っている従業員には、現代労使裁定は適用されません(インフレ率で年次調整が行なわれるこの高額所得基準額は、2014年度は年収129,300ドルです)。

現代労使裁定は、残業、手当、休暇、年金、協議プロセス、要求、紛争解決、解雇通知および解雇一時金など、NESによる権利に加えて、追加的な最低賃金と最低限の権利を与えています。

さらに現代労使裁定には、雇用主と従業員がそれぞれの要望を満たすために、一定の状況において当裁定で認められた項目の変更を個別に交渉することを認める、柔軟な条項も含まれています。

### 職場協定 (Enterprise agreements)

上記に記載の通り、Fair Work Act では、誠実な条件交渉に関する規定および職場協定の内容や承認に関する以下の規定を含む新規定が導入されました。

- 現代の労使裁定の規定を職場協定の条件と比較するBOOTテストの導入。
- 差別的用語、欠勤に対する罰則条項、組合員の支援に関する罰則条項といった「禁止内容 (prohibited content)」に関する概念の排除。
- 職場協定が、差別的規定や「好ましくない規定 (objectionable term)」を含め、いかなる違法的規定を含むことを禁止。「好ましくない規定」とは、一般的な保護の要件に違反する行為を認める、また要求交渉に関しての手数料を要求する規定です。
- 柔軟な勤務時間、パートタイム勤務などを含む特定の項目について、個々の従業員と取り決めが認められる「柔軟な規定」を含めることを義務化。
- また、従業員に大きな影響を与えると考えられる職場に関する変更事項について、(従業員が選択した場合) 従業員の代理人の立ち会いの下、当該従業員と協議を行なうことを義務化。

現代労使裁定は、残業、手当、休暇、年金、協議プロセス、要求、紛争解決、解雇通知および解雇一時金に関してNESで定められている法的権利に加えて、追加的な最低限の権利を与えています。さらに、現代労使裁定には、雇用主と従業員がそれぞれの要望を満たすために、雇用主と従業員の間で、現代労使裁定において許容された特定項目の適用の変更に関する個別交渉を許可する柔軟な条項も含まれています。

## 雇用主に対する請求権

### 権利内容

雇用主が NES または労使関係に関する法的文書で要求される事項を満たさなかった場合、従業員(または Fair Work Ombudsman)は、Fair Work Act に違反する雇用主を相手に裁判手続を開始することができます。裁

判所は雇用主に請求内容に対する支払を命じ、かつ雇用主(および違反行為に関わった雇用主企業の管理職)に対し罰金の支払いを要求する可能性があります。雇用主は従業員を解雇する場合、通常、以下のような Fair Work Act の要求事項に従わなければなりません。

- 解雇のための最低通知期間を与えること(従業員が重大な違法行為により有罪となっている場合を除く)。
- 事業の移転に伴う場合、一定の権利及び労使関係に関する法的文書を承認すること。
- 給付対象に該当する際には解雇一時金を給付すること。

Fair Work Act のほかにも、雇用契約または労使関係に関する法的文書に基づき、雇用主が解雇に伴う権利を認める必要がある可能性があります。

### 不当解雇

Fair Work Act のもと、一部の従業員には、不当解雇に関する救済を申し立てる法的権利が認められています(解雇が「厳しい、不当、あるいは不合理である」と見なされる場合)。これには、Fair Work Act に記載されている特定の条件および除外項目が適用されます。従業員(臨時雇用で期間12ヶ月以上の従業員を含む)は通常、不当解雇された場合、下記の条件を満たせば申し立てを行うことができます。

- 6ヶ月の最低雇用期間を満了した者。ただし、FW法上の小規模事業者の場合は1年。
- 解雇の時点で、労使関係に関する法的文書の対象内であるか、または年収総額が高額所得基準額未満(2014年度129,300ドル)

なお、「小規模企業公正解雇基準」は小規模雇用主に適用され、小規模雇用主はこの基準に従った解雇であれば不当解雇に関しての訴えから保護されることとなります。

もし、Fair Work Commission が、従業員が不当に解雇されたと判断した場合、従業員の職場復帰、または従業員に対する解雇補償の支払いを命じることがあります。その場合、従業員が受けられる補償は、次のうちいずれか小さい額以下となります。

- 64,650ドル(2014年度の高額所得基準額での26週間分の賃金)。
- 解雇直前26週間で受け取る権利を有していた報酬総額、または実際に受け取った報酬総額のどちらか高い金額。

## 非合法的な解雇

Fair Work Actでは、(不当解雇とは対照的に)非合法的に解雇されたと考える従業員のための救済策も定められています。これは、労働組合への加入または労働組合活動への参加、病気または怪我による一時的な休職、または非合法的な差別(人種、肌の色、性別、性的指向、年齢、心身の障害、配偶者の有無、扶養義務、妊娠、宗教など)、といった Fair Work Actで禁止されている理由により解雇が発生した場合が該当します。

Fair Work Actでは、違法解雇関連規定の適用範囲を、連邦制度対象外の雇用者・従業員も含めたすべての雇用主と従業員にまで拡大しました。

## 一般的な保護

Fair Work Actでの一般的な保護規定は職場での権利と組合の自由の保護、および職場での差別からの保護を目的としています。職場での権利を有すること、行使すること、または行使しようとするに対して、(雇用者が)従業員に不利になるような扱いをすることは、一切禁止されています。

「職場での権利」とは、非常に幅広い意味を持ちます。例えば、現代労使裁定、職場協定および職場に関連する法律上の権利を有する場合、職場に関連する法律上訴訟を起こすことが可能な場合、また自身の雇用に関して訴えや調査を求めることができる場合には、従業員は「職場での権利」を有しています。また、従業員に対する「不利な扱い」には、雇用の却下や拒絶、または差別およびその他雇用中に何らかの害を与える行為(降格など)が含まれます。

従業員の組合への所属や参加などの合法的な労使活動への従事を理由に、雇用主は従業員を不利に扱ってはならず、また従業員の病気や怪我を理由とした一時的欠勤を理由に、解雇してはなりません。

また、雇用主は、人種、肌の色、性別、性的嗜好、年齢、身体的または精神的障害、結婚歴、家族の扶養義務、妊娠、宗教、政治的見解、出身地、社会的出自を理由に従業員(および雇用予定者)を不利に扱うことが禁止されています。

## 契約違反／不正解雇の申立て

コモンローにおける契約違反など、解雇措置の事由は他にもあります。雇用契約がその条件に従わずに終了した場合、従業員に救済策が提供される場合があります。一般的に、これらは実務上シニアエグゼクティブ、マネージャーあるいは高給の従業員に限られています。

## 差別／機会均等の申立て

自らが差別を受けていると感じる従業員は、連邦、州または特別地域の労使関係関連制度の対象の有無に関係なく、連邦人権機会均等委員会、従業員の州または特別地域の裁定機関(ニューサウスウェールズ州反差別委員会など)に申立てを行うことが、差別に関する法令上可能となっています。

## いじめ

2014年1月1日より、労働者は職場でのいじめに対して特定の法制度を通じて是正を求める権利を有することになります。

いじめとは労働者の健康や安全にリスクをもたらす個人または集団による度重なる不合理な行動、と定義されません。2014年1月1日以降、職場でいじめを受けた労働者はFWCにいじめの停止を請求することができます。

## その他の法律

### 有給育児休暇

連邦有給休暇スキームは2011年1月1日以降に出生した子を持つ就業中の親に適用されます。

このスキームでは適用資格のある労働者に国定最低賃金の最大18週間分の給与を支給します。これは一定条件を満たす新生児または養子のプライマリーケア(一次医療)に適用されます。政府から雇用主へ支払いが行われ、雇用主から労働者へ支給されます。この給与支払いはすでに支給されているその他の権利(年次休暇、長期勤続休暇や雇用主積み立て有給育児休暇)の前後または同時に支給されることとなります。

2013年9月に新しい連邦政府が成立しました。新政権はより厚遇な権利を有資格労働者に提供するため有給育児休暇スキームの改正を約束しましたが、新しいスキームの詳細とその開始日は未発表です。

### 退職者年金

退職者年金は、退職時にのみ利用できる一種の強制的貯蓄であり、年齢など、その他の制約の対象となります。

1992年の退職者年金保証(管理)法(連邦法)では、オーストラリア全土において、従業員の退職者年金のための特定の拠出を、該当する拠出割合をベースに行なうことが事実上義務付けられています。違反すると、雇用主は不足分の拠出額、金利、手数料などから構成される退職年金保証賦課金を負担し、オーストラリア税務当局に対し支払わなければなりません。2013年7月1日より退職者年金掛金の割合は、従業員の平時の収入の9%から

9.25%に増加し、年金保証最大拠出金算定基準が適用されています(2014年事業年度においては四半期あたり48,040ドル)。一般的に従業員には、どの退職者年金基金ないしは退職貯蓄口座で退職者年金保証拠出金を受け取るかを選ぶ権利が認められています。

### 長期勤続休暇

オーストラリアの多くの従業員は、雇用主に長年の役務を提供した労働者に報いるため、古くから導入されている長期勤続休暇の権利が与えられています。歴史的に、この権利はFair Work Act以前の労使関係に関する法的文書、または州、特別地域法により規定されています。具体的な権利は異なりますが、勤続10年ごとにつき8.6週間、その後の勤続5年ごとにつき4.3週間が付与されます。

NESは下記の関連規定から得られた長期勤続休暇の既存の権利を保護します。

- 職場協定、または
- 州または特別地域の長期勤続休暇に関する法律

### 労働安全衛生

オーストラリアの労働安全衛生法規は、一般的に州および特別地域の法律に基づき規定されています。西オーストラリア州とビクトリア州以外の連邦、すべての州、および特別地域で類似の「統一」労働安全衛生法がありますが、全土で統一された労働安全衛生法規はありません。

これらの法規は、従業員および職場に立ち入るその他の人々に関し、雇用主に重大な義務を課しています。これらの義務には、以下の項目の提供が含まれます。

- 安全な施設、機器類およびその他の設備等
- 安全な作業システム、適切な情報、研修、指示および監督
- 適切な職場環境および施設

さらに、雇用主には、安全衛生のリスクを評価し管理するシステム、安全衛生の問題に関して従業員と相談するための制度および適切な文書管理や記録を実施し、維持する義務があります。

取締役および上級管理職も個人的に「デューデリジェンス」を行う義務があり、最新の安全衛生知識への精通、事業に関連する危険とリスクの理解、リスクの根絶または最小化に対応できる適切な資源とプロセスの配置、雇用主の安全衛生義務を遵守するプロセスの実施、の義務を負います。

これらの義務を遵守できなければ、訴訟および重大な罰則の対象となるおそれがあります。違反に対する罰則は、

雇用主、雇用主の取締役および管理責任者に課される場合があります。

義務は雇用主だけに限定されません。建物の占有者、メーカー、工場のサプライヤー、従業員、自営業者および国家も、職場の安全衛生法規の下で別個の具体的な義務を負っています。

具体的な法的義務は、雇用主またはその他の人物、あるいは事業体が所在する州または特別地域によって異なります。

### 労働者に対する補償

すべてのオーストラリアの従業員(海外を拠点とする特定のオーストラリア人従業員およびオーストラリアを拠点とする海外の従業員を含む)は、労働者に対する補償に関する法規の対象となっています。

各州および特別地域が労働者の補償に関する法規を施行しており、雇用主には、以下のような重大な義務が課されています。

- 労働者補償保険(労災保険)への加入
- 該当する当局に対する労災による怪我および疾病の報告
- 継続した法令遵守責任
- 怪我をした従業員に対する労災補償の支払
- 怪我をした従業員の職場復帰の支援
- リハビリテーションの方針およびプログラムの確立

### プライバシーおよび監視に関する法律

1998年のプライバシー法(連邦法)により、個人データに関連する様々な要件を定める、国家プライバシー原則(NPP)が確立されています。ただし、NPPは「従業員記録」には適用されません。従業員記録とは、過去または現在の雇用関係に関する個人情報記録であり、医療情報が含まれる場合もあります。

プライバシー法の修正案が可決し、2014年3月からより包括的な基準(オーストラリア・プライバシー原則)がNPPに取って代わりました。しかしながら、従業員記録には今後も適用されません。

従業員記録に関する免除の適用については、雇用主による従業員記録の利用が雇用関係に直接関連するものでなければならないなど、様々な条件を満たす必要があります。免除は、下請業者または不採用となった求職者には適用されません。

職場のプライバシーまたは監視を取扱う包括的な連邦法はありませんが、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、西オーストラリア州および北部特別地域の州は、職場監視に関連した規定を定めています。最も包括的な労使関係関連法である2005年ニューサウスウェールズ州職場監視法では、特定の通知およびその他の要件が満たされる場合を除き、あらゆる形態の監視カメラ、コンピューターの監視および業務上の追跡監視が禁止されています。

さらに、ニューサウスウェールズ州の職場では、電子メールおよびインターネットアクセスの防止にも制約があります(特に労働組合のウェブサイトからの電子メールに関するもの)。

### 差別禁止

特定の分野における直接的あるいは間接的差別を禁止するものとして、様々な連邦、州および特別地域において制定法があります。該当する連邦法規としては、以下のようなものが挙げられます。

- 1975年人種差別禁止法(連邦法)
- 1984年性差別禁止法(連邦法)
- 障害者差別禁止法(連邦法)
- 1986年オーストラリア人権および機会均等委員会法(連邦法)
- 2004年年齢差別禁止法(連邦法)

各州および特別地域も、反差別および機会均等に関する包括的な法規を設けています。

直接的および間接的差別とは、以下のように定義することができます。

- 直接的差別とは、年齢、人種、肌の色、家系、国家または民族的出自、移民の在留資格、性別、配偶者の有無、妊娠または妊娠の可能性、家族の扶養義務、障害などの特定の属性、またはこれらの属性を有すると認識された人物との関係(親戚あるいはその他)により、ある人物が他の人物よりも不利に扱われることを指します。
- 間接的差別とは、すべての従業員に対して平等な基準、条件または慣行を適用しているものの、結果的には、上述のよう特定の属性を持つグループに対して公平さを欠く結果になっており、当該基準、条件または慣行が妥当ではない場合を指します。

差別および機会均等の法規は、職業の選択および従業員候補者の募集、職場で研修を受ける従業員および提供される研修の種類、雇用の条件、給料、どの従業員が異動、昇進、リストラおよび雇用の打ち切りの検討および選定の対象となるかなど、雇用関係のすべての段階に影響を及ぼします。

差別禁止法は、雇用関係にのみ適用されるのではなく、物品やサービス、教育、宿泊施設、クラブ・協会および退職者年金の提供といった分野にも適用されます。

すべての差別禁止法は、申立てに基づいています。申請者は、管理当局に申立てを行うことができます。管理当局は、審理を開始し、一審で調停を行うことが求められます。意見の相違が続く場合は、裁定機関または裁判所がヒアリングを行い、問題点を判断し、雇用主に対する罰則の適用、申請者に補償金を付与するといった裁定を下す場合があります。このような申立てにより、雇用主に対し多額の補償金が課されてきました。

上述した差別禁止および機会均等に関する法規に加え、2012年の職場性的平等法(連邦法)では、従業員数が100名以上の非公的部門の雇用主すべてに対し、職場男女平等機関に報告することを義務づけています。雇用主は、職場の男女構成、従業員の運営組織、男女間の平等な給与、就労に関する調整の柔軟性、男女平等に関する従業員とのコンサルテーション手順など、標準男女平等指標(GEI)を報告する義務があります。

---

# 知的財産

## 知的財産 — はじめに

オーストラリアでは、法律により、商標権、著作権、特許権および意匠権などの知的財産が保護されています。この他、慣習法(コモンロー)により、模倣品・海賊版への対策が図られており、競争・消費者法(連邦法)により、不当行為あるいは虚偽行為、または不当行為あるいは虚偽行為の可能性が高いものへの対策がとられています。さらに、慣習法(コモンロー)により、特定の状況における機密情報および企業秘密が保護されています。

### 商標

1995年商標法(連邦法)の下、特定の物品またはサービスを他の物品またはサービスと区別するために商標登録をすることができます。商標の存続期間は10年です。存続期間は、更新手数料を支払うことによりさらに10年延長することができます。

商標を登録することにより、所有者は、対象物品またはサービスに関連する商標を独占的に使用する権利および商標の侵害に対して対抗措置を講じる権利が与えられます。

商標所有者が当該商標に付随する権利を行使するために、商標の登録は必ずしも不可欠ではありません。しかし、商標登録により、所有者はより容易に権利を行使することができます。オーストラリアにおける商標の登録申請は、使用または使用する意図のいずれかに基づいて行うことができます。後者の場合、必ずしも登録日までに実際の使用に至ってなくても構いません。

オーストラリアは、工業所有権の保護に関するパリ条約を批准しています。したがって、他の条約締結国における先の商標登録申請を、オーストラリアにおける同一の申請の根拠として、先の申請日を、オーストラリアにおける申請日として主張することができます。ただしこれは、他国での申請から6カ月以内にオーストラリアでの申請を行う場合に限りです。

### 著作権

オーストラリアにおける著作権は、1968年著作権法(連邦法)(以下「著作権法」)で保護されています。しかし、著作権に関する登録制度はありません。著作権保護は、オリジナルの文学、芸術、音楽および演劇の作品に関して認められます。著作権は、作者の存命中およびその後70年間存続します。著作権法の解釈における「作品」には、芸術性や文学的品質は一切求められず、それがオリジナルであるということだけで十分となります。

作品の保護以外にも、著作権法では、写真、録音、映画フィルムおよび実演者の権利など、他の形態の著作権も認められています。

オーストラリアは、文学的および美術的作品の保護に関するベルヌ条約の批准国です。したがってオーストラリアでは、オーストラリア国民による著作権申請が認められるのと同様に、ベルヌ条約に批准している他国で作成された作品にも同等の保護が与えられることになります。

オーストラリアの著作権法では、著作者人格権、電子著作権管理情報(ERM)などのデジタル著作権および技術的保護策も認められています。コンピュータープログラムは、通常、言語的作品として保護されています。

オーストラリアの著作権法では、雇用期間中に従業員が作成した作品の所有権は雇用主にあり、独立した請負業者によって作られた著作権の所有権は、その請負業者にあるとみなされます。

### 特許

オーストラリアにおける特許権は、1990年特許法(連邦法)によって保護されています。申請が認められた申請者は、20年間特許取得済みの発明を利用する権利を有し、また他者に対してその特許取得済みの発明の利用を認める独占的権利が与えられます。

通常、先行技術と比較した際に、当該発明に新規性、進歩性および有益性があり、以前一般に公開されたことがない場合、特許が認められることになります。

オーストラリアは、2001年7月に実用新案に替えてイノベーション特許を導入しました。イノベーション特許は、申請者が申請書の記載事項のチェックをパスした場合に認められます。イノベーション特許に求められる基準は、発明特許に求められるものよりもはるかに低いと考えられますが、裁判所は実際の基準をまだ確立していません。イノベーション特許は、審査なしで認められます。ただし登録者は、イノベーション特許の侵害に対して措置を講じたい場合には、審査を要求しなければなりません。

オーストラリアは、特許の国際登録に関する特許協力条約に参加しています。

### 意匠

登録意匠は、作品の外観に関しての所有者保護を認めるものです。存続期間は5年間ですが、更新の申請によりさらに5年間延長することができます。

2003年の意匠法(連邦法)は、意匠登録において求められる独自性の水準をより高く設定し、二段階のテストが新設されました。意匠が新しく、独自性があるものでない限り、意匠登録は認められません。また、一般的に、作品が公開された後(例えば、インターネット上での公開)では意匠登録はできません。

## ドメイン名

「.au」ドメインは、「.com.au」、「.edu.au」および「.org.au」などの多くのセカンドレベルドメインに分かれています。

ドメイン名の登録により、登録者は登録期間中ドメイン名を利用することができます。ドメイン名の登録期間は2年です。この期間は、追加の登録手数料を支払うことによりさらに2年延長することができます。もし、登録が更新されなかった場合は、ドメイン名は他者による利用が可能となります。

## ICANN

インターネットで他の人にコンタクトを取るためには、コンピューターに名前または数字のアドレスを入力する必要があります。コンピューター同士が相手を見つけるためには、アドレスは固有のものでなければなりません。ICANNは世界中の固有識別子の調整管理を行っています。

ICANNは1998年に設立された、世界各地の人々により構成される非営利パートナーシップであり、インターネットの安全、安定及び相互運用可能性を保守することを目的としています。

## 機密情報

オーストラリアでの慣習法(コモンロー)においては、機密情報が他者に伝達される場合、あるいはお互いが特別の信頼関係にある場合、当該情報の受け手は開示側の同意なしに利用または開示しないという義務を負います。

契約合意を結ぶ場合、個別の機密保持契約または証書を交わすか、契約の中に開示されるすべての情報の機密を維持するという条項を入れることが賢明です。ただし、上述の機密保持義務には、情報が特に公開されている場合や法律によって開示が求められる場合などの一般的な例外事項があります。

個人情報の利用、開示および保管に関しては、オーストラリアのプライバシー法に基づく法定規則も存在します。

---

# 消費者保護

## 2010年競争・消費者法

2010年競争・消費者法(連邦法)(以下CCA)は以下の特色を備えています。

- 以下のような消費者に対する数多くの権利と救済法を規定しています。
  - 欠陥のある物品やサービスの購入者
  - 物品またはサービスの品質について誤解を招く説明を受けた消費者
- 企業による非良心的な取引行為から消費者を保護します。

CCAにより、消費者を保護するために、企業は以下の商行為を行うことを禁じられています。

- 不当行為あるいは虚偽行為の禁止。または不当行為あるいは虚偽行為の可能性が高い行為の禁止。CCAには、企業が取引または商行為において、物品またはサービスの供給に関連して行った場合に違反となる虚偽表示または不当表示の具体的な種類も特定されています。
- 非良心的行為の禁止。裁判所は、行為が良心的でないかを判断する上で、関係者の相対的交渉優位性など、多数の要素を考慮すると考えられます。

さらにCCAにより、オーストラリア消費者法(ACL)が制定されています。ACLのもとでは、消費者に対する物品およびサービスの供給に関して条件および保証が明示されていなくとも、契約の中に盛り込まれていると推定されます(黙示の保証)。保証には、以下の項目が含まれます。

- サプライヤーが販売する商品・製品に対して適切な所有権を有していること
- 商品・製品がサプライヤーの説明に合致していること
- 商品・製品の品質が適切であること
- 商品・製品およびサービスが、消費者がサプライヤーに(暗示的または明示的に)伝えた用途に合理的に適していること
- サンプル販売の場合に、実際の商品・製品が当該サンプルに即したものであること

これらの保証に対する除外、制限または修正はすべて無効となります。ただし、供給された物品またはサービスが通常、個人または家庭での使用または消費目的で入手されたものでない場合、ACLで定められる方法でサプライヤーに対する法的責任が限定される可能性があります。

場合によっては、サプライヤーおよび消費者が欠陥品のメーカーおよび輸入業者に対して賠償請求を求めることもあります。

ACLでは、商品・製品のサプライヤーが準拠すべき特定の業界基準ならびに製品の安全性、および情報に関する基準も定められています。政府も、国民への警告および安全性の低い製品のリコールなど、安全性の低い製品から国民を守るための一定の権限を有します。

ACLに基づき開始される行為に関しては、行為の理由によって異なる制限期間が適用されます。

1980年4月10日にオーストリアのウィーンで採択された国際物品売買契約に関する国連条約は、ACLのあらゆる規定で暗示される条件および保証に関し、すべての州の法規およびACLの規定よりも優先されます。

現在、オーストラリアにおける一般的な消費者保護に関する法律は、同様の項目を取り扱っている10を超える法規で構成されています(ACL、ASIC Act 2001(2001年オーストラリア証券・投資委員会法、連邦法)、および公正取引、消費者保護、物品販売に関する法令(州法および準州法)等)。

当該法には下記が含まれます。

- Trade Practices Actの規定をベースとした消費者保護、公正な取引に関する単独の国内法令の策定
- 不当な契約条件を規制するための国内法令の策定
- 製品の安全性を守るための国内システムの構築
- オーストラリア消費者法(ACL)の制定
- 州や地域の現行法にある最良の規定を取り込むことによる法令適用の更なる効率化

# 反トラストおよび競争法

2010年競争・消費者法(連邦法)(以下CCA)は、オーストラリアにおける反競争的行為および市場支配力の乱用を禁止しています。これらに違反した場合、

- 会社:最高1,000万ドル、違反による利益の3倍またはオーストラリアにおける会社の売上の10%のいずれか高い額を上限とする罰金が適用されます。
- 個人:1回の違反につき最高50万ドルの罰金、あるいは取締役の資格剥奪や、重大な損害をもたらすようなカルテル行為の場合には最長10年の懲役刑といった制裁措置などの罰則が適用されます。

CCAは、ACCC(The Australian Competition and Consumer Commission; オーストラリア消費者競争委員会)によって規制されています。この委員会は、CCA違反の可能性の調査に当たり、情報・文書および証拠を入手するための幅広い権限を有する政府機関です。

CCAのもとで禁止されている商行為は主に以下の通りです。

- 競合企業間での価格カルテルあるいは市場分割カルテル
- 再販売価格維持
- 第三者との取引強制(第三者の物品またはサービスの取得を条件として物品またはサービスの供給を行うこと)
- 不当な取引拒絶(特定の事業者との取引拒絶を他の事業者と合意すること)

ジョイントベンチャーが行う価格カルテルまたは取引拒絶が、関連市場における競争を大幅に損なう影響がないということを証明できる場合は、当該ジョイントベンチャーに対して抗弁が認められます。

第三者との取引強制に関しては、ある物品またはサービスをサプライヤーの関連法人から購入することを条件に、当該サプライヤーが物品またはサービスを供給するケースも想定されます。

その他にも、関連市場における競争を大幅に損なう影響がある(あるいは場合によってはそれを目的としている)場合にのみ、CCAに基づき禁止される商行為があります。該当する商行為には、以下のものが含まれます。

- 他の物品またはサービスが別の人物または特定の場所から入手または供給されないことを条件とした、物品またはサービスの供給または取得
- 株式または資産の取得

一般的に、競争を大幅に損なうことを目的とする、あるいは競争を著しく低下させる効果を有する契約、協定または合意も禁止されています。

ACCCへの通知または認可手続きを行うことで、CAAに抵触する恐れのある行為が、特定の状況において許可される可能性もあります。

# オーストラリアの環境法

## 連邦の制度

オーストラリア憲法は、環境および関連する計画について規制する別個の権限を連邦に認めています。このような問題に関する責任の大部分は州にあります。

連邦では、従来、絶滅危惧種および回遊性生物、世界遺産、ラムサール湿地、核への対処ならびに海洋環境といった国際条約で取り上げられる特定のテーマの一部または全部をその管理下に置いてきました。しかし、連邦の役割は、主に州との協力協定や、オーストラリア憲法上の権限を適用することで、次第に拡大しています。たとえば、水資源に関しては、各州間での水の分配の調整、水の効率性およびリサイクルに関する基準の設定、および水インフラの改善に対する連邦資金の割当を行う新たな法制度が整備されました。

連邦と州との協力により、電力および天然ガスの州を跨る市場に関する全国的な協定が導入されたほか、梱包材のライフサイクル管理に関する共通の自主基準が策定されました(National Packaging Covenant(全国梱包材協定))。

気候変動の分野では、連邦は温室効果ガスの排出や、エネルギーの排出と消費に関する連邦レベルで強制力のある報告義務を、National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007(2007年連邦温暖化エネルギー報告法(連邦法)、以下「NGER法」)を通して導入しました。NGER法は一定の値を越える温室効果ガスを排出したり、エネルギーを消費する事業者に適用されます。またオーストラリアでは、Energy Efficiency Opportunities Act 2006(2006年エネルギー効率化機会法)のもと、大手エネルギー消費企業を対象とした強制的な報告義務も存在しています。

連邦は、市場から電力を購入する電力小売業者に対し、割り当て分のRenewable Energy Certificates(再生可能エネルギー証明書)の取得を義務付けるとともに、企業に対してはエネルギー効率向上のための対策に関する報告を求める法律を定めています。

連邦レベルでの対策に加え、各州政府も環境を基準としたイニシアチブを実行してきました。たとえば、ニューサウスウェールズ州では、2003年に主に電力分野を対象に強制力のある温室効果ガス排出権取引制度が導入されました。なお、当該制度および他州政府レベルでのイニシアチブについては、連邦政府により排出権価格を定める為の排出権取引制度等が導入され次第、段階的に廃止されることとなります。オーストラリアの州の多くが、必須の再生可能エネルギー目標を導入しています。これは、エネルギーサプライヤーに対し、一定水準の電力を再生可能な資源から調達することを義務付けるものです。

2007年12月3日に、オーストラリアのケビン・ラッド首相(当時)は京都議定書の批准書に署名しました。京都議定書の批准により、オーストラリアは、2012年までに排出水準を1990年の108%とするという京都議定書の排出目標の達成に取り組むことになりました。また、2050年までに温室効果ガスの排出量を2000年の水準から60%削減するという目標も定められました。現政権下においては、2020年までに排出量を2000年の水準から5%削減するという中期的な政策の実現にも取り組んでいます。

## 州および特別地域の制度

州および特別地域は、以下の項目の規制および管理に関する大部分の責任を負っています。

- 公害
- 土壌汚染
- 天然資源
- 文化遺産
- 土地の利用および開発

法的要件は、州および特別地域の管轄地区によって大幅に異なる可能性があります。

ほとんどの産業排出物の大気中、水中および地中への排出は、ライセンス制度によって規制されている場合を除き、禁止されています。

騒音および有害な化学薬品の輸送、保管および利用は規制により管理されています。

州当局は、汚染された土地の調査および改善を指示することができます。

公害および汚染の違反行為があった場合、会社(場合によっては持株会社も対象となる)、取締役、従業員および請負業者に対し、厳しい刑事罰および民事罰が課される可能性があります。通常、法的責任は違反の原因となった関係者に帰しますが、特定の違反行為に関しては、過失が証明されなくても、土地所有者も有罪となる場合があります。

各州には国立公園の制度があり、生物多様性に優れた公有地が保護されています。

私有地でも、多くの在来の動植物相の破壊が禁止されています。特定の農業活動のための植生の除去は例外として認められますが、州ごとに、また土地の動植物相の希少性によっても異なります。

許可なく先住民の遺跡を乱すことは禁止されています。州の法規では、文化的価値の高いヨーロッパ移民の遺跡を乱すことも規制されています。

分譲地、農村部、商業、産業、観光および住宅開発、建築および廃棄物処理に関する規制は通常、州の法規にしたがって設立された地方自治体の責任となります。たいていの場合、エネルギー、水、鉱業、道路および鉄道プロジェクトなど、大規模な民間および公共のインフラ開発は州政府が規制、管理しています。

## インフラの管理と所有権

連邦政府は、国内のハイウェイに一部の資金を提供していますが、道路網の規制、整備および開発の主な責任は州および地方自治体にあります。一部の州都には、民間が保有あるいは運営する有料道路もあります。

オーストラリアの鉄道網の多くは州政府が所有していますが、連邦または民間企業が所有する路線もあります。

各州の海洋都市にある港湾施設は州によって規制されています。

空港は、連邦法の管理下にあり、主に民間企業によって運営されています。

州政府は、主に水資源ならびにダム、パイプラインおよび運河などのインフラ構築の規制に責任を負っていますが、連邦政府は、マーレー・ダーリング川流域において重要な役割を担っています。河川および帯水層からの取水には、通常、ライセンスが必要です。

都市部の上下水道インフラは、州の法規によって規制されており、そのほとんどが州政府の所有です。この部門（特に水処理）に対する民間投資が増加しています。

電力およびガスの生成および分配については、州と民間企業が共同で所有・管理し、州と連邦の両レベルにおいて規制当局が存在しています。

---

# PwC について

プライスウォーターハウスクーパース(以下、PwC)オーストラリアは、オーストラリア国内企業およびグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&Aアドバイス等の専門的業務を提供する、オーストラリア国内および世界最大のプロフェッショナルサービス組織です。

弊社Japan Service Deskは、オーストラリアやアジア太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人プロフェッショナルを中心としたメンバーによって構成されています。オーストラリアおよび日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習および文化的側面に関しての深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面においてサービスを提供しています。

画一的なサービスに留まらず、日本人プロフェッショナルによる業務コーディネートの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様に最適な解決策をご提案できるように取り組んでいます。

PwCオーストラリアは、PwCジャパンと緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っています。日系企業のグローバル展開の際には、日本およびオーストラリアの双方の専門家チームがシームレスに連携し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できるようなチーム体制の下、日豪双方の利益を最大化するサービスを提供致します。

# ***pwc.com.au***

## ***John Cannings***

Partner  
Corporate & Commercial  
Phone: +61 2 8266 6410  
john.cannings@au.pwc.com

## ***Andrew Wheeler***

Partner  
Corporate & Commercial  
Phone: +61 2 8266 6401  
andrew.wheeler@au.pwc.com

## ***Nick Brown***

Partner  
Corporate & Commercial  
Phone: +61 38603 0291  
nick.brown@au.pwc.com

## **Japan Service Desk**

### ***Jason Hayes***

Partner, Japan Desk Leader  
Phone: +61 2 8266 5208  
jason.hayes@au.pwc.com

### ***Adrian Green***

Partner  
Phone: +61 2 8266 7890  
adrian.green@au.pwc.com

### ***David Earl***

Partner  
Phone: +61 3 8603 6856  
david.earl@au.pwc.com

### ***Graham Sorensen***

Partner  
Phone: +61 7 3257 8548  
graham.sorensen@au.pwc.com

### ***William Campbell***

Partner  
Phone: +61 8 9238 3343  
william.campbell@au.pwc.com

### ***Masao Kamiyama (神山雅央)***

Director  
Phone: +61 3 8603 4383  
masao.kamiyama@au.pwc.com

### ***Toru Aikawa (会川徹)***

Director  
Phone: +61 2 8266 0462  
toru.a.aikawa@au.pwc.com

### ***Takayuki Ito (伊藤孝幸)***

Associate Director  
Phone: +61 3 8603 1466  
takayuki.ito@au.pwc.com

